

# 『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン (奇数月分配型)(愛称:OHみらい)

追加型投信／内外／資産複合  
※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2021年4月9日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン(奇数月分配型)(愛称:OHみらい)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2021年4月8日に関東財務局長に提出しており、2021年4月9日にその届出の効力が生じております。

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 発行者名                | 大和アセットマネジメント株式会社  |
| 代表者の役職氏名            | 取締役社長 松下 浩一       |
| 本店の所在の場所            | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当ありません。          |

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

『しがぎん』S R I 三資産バランス・オープン（奇数月分配型）（愛称：OHみらい）

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3) 発行（売出）価額の総額

5,000億円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）

#### (7) 申込期間

2021 年 4 月 9 日から 2021 年 10 月 8 日まで（継続申込期間）  
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

#### (8) 申込取扱場所

委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

#### (9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

#### (10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

#### (11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社 証券保管振替機構

#### (12) その他

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② ニューヨーク証券取引所または I C E フューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付は、行ないません。  
申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。上記の時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。  
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」（※）と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

(※)「分配金再投資コース」の収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資されます。ただし、販売会社によっては、収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を結ぶことができる場合があります（以下同じ。）。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

⑥ 取得申込金額に利息は付きません。

⑦ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

|         |               |                                          |
|---------|---------------|------------------------------------------|
| 商 品 分 類 | 単位型投信・追加型投信   | 追加型投信                                    |
|         | 投 資 対 象 地 域   | 内外                                       |
|         | 投資対象資産(収益の源泉) | 資産複合                                     |
| 属 性 区 分 | 投 資 対 象 資 産   | その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信））） |
|         | 決 算 頻 度       | 年6回（隔月）                                  |
|         | 投 資 対 象 地 域   | グローバル（含む日本）                              |
|         | 投 資 形 態       | ファンド・オブ・ファンズ                             |
|         | 為 替 ヘ ッ ジ     | 為替ヘッジなし                                  |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年6回（隔月）」…目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

## 商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-------------|--------|---------------|
| 単位型投信       | 国内     | 株式            |
|             | 海外     | 債券            |
| 追加型投信       | 内外     | 不動産投信         |
|             |        | その他資産<br>( )  |
|             |        | 資産複合          |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

| 投資対象資産                                      | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|---------------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式                                          |              |                 |                  |           |
| 一般                                          | 年1回          | グローバル<br>(含む日本) |                  |           |
| 大型株                                         |              |                 |                  |           |
| 中小型株                                        | 年2回          | 日本              |                  |           |
| 債券                                          |              |                 |                  |           |
| 一般                                          | 年4回          | 北米              | ファミリー<br>ファンド    | あり<br>( ) |
| 公債                                          |              | 欧州              |                  |           |
| 社債                                          |              |                 |                  |           |
| その他債券                                       | 年6回<br>(隔月)  | アジア             |                  |           |
| クレジット属性<br>( )                              |              | オセアニア           |                  |           |
| 不動産投信                                       | 年12回<br>(毎月) | 中南米             |                  |           |
| その他資産                                       |              | アフリカ            | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
| （投資信託証券）<br>（資産複合 資産配分固定型）<br>（株式、債券、不動産投信） | 日々           | 中近東<br>(中東)     |                  |           |
| 資産複合<br>( )                                 | その他<br>( )   | エマージング          |                  |           |
| 資産配分固定型                                     |              |                 |                  |           |
| 資産配分変更型                                     |              |                 |                  |           |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

### <ファンドの特色>

# 1

## 国内株式、海外の公社債および内外のリートに投資します。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。  
 ※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

### 投資対象ファンド

- ①(FOFs専用)ダイワSRIファンド(適格機関投資家専用)
- ②ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド
- ③ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド
- ④ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて、国内株式、海外の公社債および内外のリートに投資します。



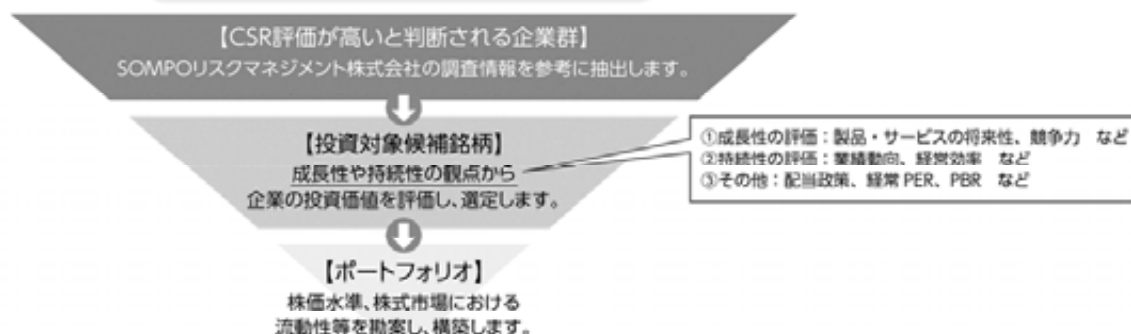
※くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

## 2

国内株式部分の運用にあたっては、CSR（企業の社会責任）への取組みに着目して持続的な成長が期待される銘柄に投資します。

- CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会責任）に着目して投資を行なうことをSRI（Socially Responsible Investment：社会責任投資）といいます。
- ポートフォリオの構築にあたっては、企業のCSR評価と投資価値を勘案します。

### ポートフォリオ構築の基本方針



⇒SOMPOLリスクマネジメント株式会社については、後掲の「SOMPOLリスクマネジメント株式会社について」をご参照下さい。

※SOMPOLリスクマネジメント株式会社と委託会社の間には、投資顧問契約が締結されます。当該投資顧問契約については、事情により変更、解除することがあります。

- (FOFs専用) ダイワSRIファンド（適格機関投資家専用）は、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとして中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

<ベンチマークについて>

- ・ベンチマークとは、運用成果を判断する基準となるものです。日本株全体のベンチマークとしては、市場全体の動きや構造を反映し普遍的に使用しうるものであるのが望ましいとされており、TOPIXが一般的に使用されています。
- ・ベンチマークと当ファンドの基準価額の動きを比較した結果は、交付運用報告書でお知らせします。
- ・なお、将来、ベンチマークとしてTOPIXに代わる指数を使用することが望ましいと一般的にみなされていると当社が判断した場合には、ベンチマークを当該指数に変更することがあります。
- ・当ファンドは、TOPIXとの連動をめざすものではありません。また、TOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。

## CSRとは

□ 社会や環境に配慮し、企業のさまざまなステークホルダーとの関係を大切にすることです。

📖 ステークホルダー（利害関係者）…投資者、消費者、従業員、取引先、金融機関…など





□ CSRの評価にあたっては以下の点が着目されます。

📖 経営トップのコミットメント

- ・経営理念の浸透、コーポレートガバナンス体制など

📖 企業の透明性

- ・企業外への説明責任、企業内の透明性など

📖 倫理法令順守のマネジメント体制

- ・リスクマネジメント体制（緊急事態、海外部門、情報管理）、体制のチェック機能など

📖 企業独自の取組み

- ・環境活動、社会貢献、ステークホルダー対応、IRの取組みなど

□ こうした観点から、CSRに積極的に取組む企業が持続的に成長を続けると考えられます。

## 🔘 S O M P O リスクマネジメント株式会社について

□ 社名：S O M P O リスクマネジメント株式会社

□ 事業内容：⇒ SRI（社会責任投資）のための金融機関への投資助言・情報提供

⇒ 投資助言・代理業（登録番号：関東財務局長（金商）第3205号）

⇒ アナリティクス事業

リスクマネジメント事業

サイバーセキュリティ事業

□ 企業マネジメントシステムの定量評価、自然災害リスク定量評価、最適なリスクファイナンスを提供する会社。1997年11月19日設立。環境対策や社会貢献だけでなく、企業の経営体制までも考慮した評価基準に基づき調査を行なう。

⇒ 麗澤大学企業倫理研究センターを中心に作成された規格に基づく社会責任投資基準（R-BEC001）によりSRI評価を行なう。

⇒ 代表取締役社長：桜井 淳一

□ 調査対象は全上場企業。

⇒ 2001年度よりアンケート調査を実施。

⇒ 回答企業を中心に評価を行なう（2020年3月末 評価企業数786社）。

## 🔘 用語について

### R-BEC001（社会責任投資基準）

⇒ 企業の「倫理やコンプライアンス（倫理法令順守）」への取組みを調査するための評価基準。

⇒ 「企業の誠実さ（インテグリティ）」を測ること、組織としての自律能力を見ることが、またそれを担保するための内部管理体制をチェックすることが特徴。

⇒ 倫理法令順守マネジメント・システム規格のECS2000をもとに作成されている。

### ECS2000（倫理法令順守マネジメント・システム規格）

⇒ 倫理・法令順守の状況ではなく、法令を順守し、倫理の実践を推進するための企業の仕組みに関する国内規格。PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Act）に着目しています。

⇒ 海外の企業倫理規格には、SA8000（米国）、AA1000（英国）等があります。

### 3

## 海外の公社債への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

### ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

(注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上<sup>※1</sup>、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上<sup>※2</sup>とすることを基本とします。

### 債券の格付けについて

| 信用度 | ムーディーズの場合            | S&Pの場合              |
|-----|----------------------|---------------------|
| 高い  | Aaa                  | AAA                 |
|     | Aa { Aa1, Aa2, Aa3 } | AA { AA+, AA, AA- } |
|     | A { A1, A2, A3 }     | A { A+, A, A- }     |
|     | Baa                  | BBB                 |
|     | Ba                   | BB                  |
|     | B                    | B                   |
|     | Caa                  | CCC                 |
|     | Ca                   | CC                  |
|     | C                    | C                   |
| 低い  |                      | D                   |

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やS&Pグローバル・レーティング (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

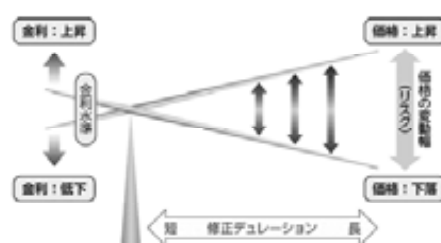
※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5 (年) 程度から10 (年) 程度の範囲を基本とします。

### 修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。

金利変動と修正デュレーションの関係 (イメージ)



- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

# 4

内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

## 投資対象銘柄の業種

(イメージ)



## 投資対象地域

(イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

## 〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・ 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・ リート運用では最大級の資産規模。
- ・ ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・ 優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・ 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

## 投資対象銘柄の業種

(イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

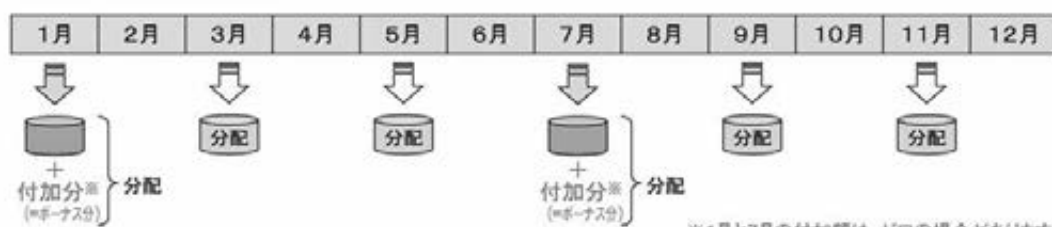
・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

## 5 毎年1、3、5、7、9、11月の各15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。1月と7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 収益分配のイメージ



- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆毎年1月および7月の計算期末にかかる分配金額について、基準価額の水準、分配対象額の状況等によっては、それ以外の月と同程度または下回る金額となる場合があります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 投資対象ファンドの概要

### I. (FOFs 専用) ダイワSRIファンド (適格機関投資家専用)

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基 本 方 針            | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 投 資 態 度            | <p>①主としてダイワSRIマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資することにより、わが国の金融商品取引所上場株式の中からCSR(企業の社会責任)への取組みに着目して持続的な成長が期待される銘柄に実質的に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②ポートフォリオの構築にあたっては、企業のCSR評価と投資価値を勘案し、以下の方針で行なうことを基本とします。</p> <p>イ、SOMPOリスクマネジメント株式会社の調査情報を参考に、CSR評価が高いと判断される企業群を抽出します。</p> <p>ロ、上記企業群の中から、成長性や持続性の観点から企業の投資価値を評価し、投資対象候補銘柄を選びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長性の評価：製品・サービスの将来性、競争力 など</li> <li>・持続性の評価：業績動向、経営効率 など</li> <li>・そ の 他：配当政策、経常PER、PBR など</li> </ul> <p>ハ、株価水準、株式市場における流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>③TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。</p> <p>④マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑥当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p> |
| ダイワSRIマザーファンドの投資態度 | <p>①わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)株式および店頭登録(登録予定を含みます。)株式を主要投資対象とし、CSR(企業の社会責任)への取組みに着目して、持続的な成長が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当ファンドのように、CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会責任)に着目して投資を行なうことをSRI(Socially Responsible Investment:社会責任投資)といいます。</li> </ul> <p>②～③(上記「投資態度」の②～③と同規定)</p> <p>④株式の実質組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 信 託 期 間            | 無期限(2006年9月28日当初設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 決 算 日              | 毎年5月19日および11月19日(休業日の場合翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 運用管理費用(信託報酬)       | 信託財産の純資産総額に対して年率0.869%(税抜0.79%)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信託事務の諸費用および監査報酬    | <p>①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>②信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委 託 会 社            | 大和アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 受 託 会 社            | 三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

## Ⅱ. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基 本 方 針                    | 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 投 資 態 度 等                  | <p>①主として海外のソブリン債等(国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など)に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。</p> <p>イ. 米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。</p> <p>※ 北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ</p> <p>※ 東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等</p> <p>ロ. ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします(ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。)</p> <p>ハ. 国債については、取得時においてA格相当以上(ムーディーズでA3以上またはS&amp;PでA-以上)とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&amp;PでAA-以上)とすることを基本とします。</p> <p>ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。</p> <p>ホ. 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。</p> <p>③為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。</p> |
| 信 託 期 間                    | 無期限(2005年4月26日当初設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 決 算 日                      | 毎年4月10日および10月10日(休業日の場合翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 信託事務の諸費用                   | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委 託 会 社                    | 大和アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 受 託 会 社                    | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### Ⅲ. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基 本 方 針                    | 信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 投 資 態 度 等                  | <p>①海外の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)および店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。</p> <p>②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</p> <p>イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。</p> <p>ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。</p> <p>③外貨建資産の運用にあたっては、コーペン&amp;スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>④不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> |
| 信 託 期 間                    | 無期限(2005年6月24日当初設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 決 算 日                      | 毎年3月15日および9月15日(休業日の場合翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 信託事務の諸費用                   | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委 託 会 社                    | 大和アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 受 託 会 社                    | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

### Ⅳ. ダイワJ-REIT アクティブ・マザーファンド

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基 本 方 針                    | 信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 投 資 態 度                    | <p>①わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</p> <p>イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。</p> <p>ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。</p> <p>③不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> |
| 信 託 期 間                    | 無期限(2005年11月14日当初設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 決 算 日                      | 毎年5月10日および11月10日(休業日の場合翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 信託事務の諸費用                   | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 委 託 会 社                    | 大和アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 受 託 会 社                    | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)                                                                                                                                                                                                                                                                     |

※大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。



## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

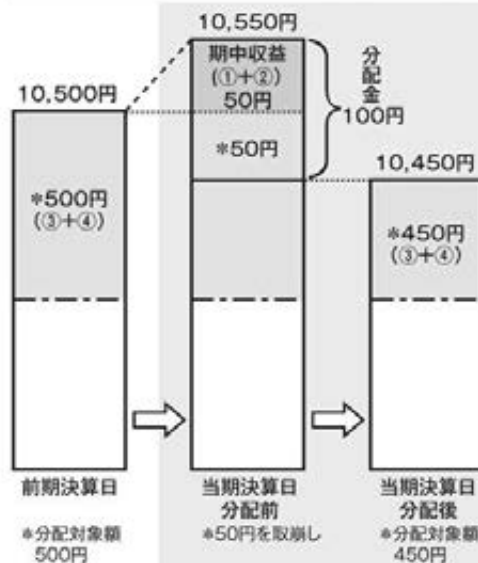
投資信託で分配金が  
支払われるイメージ



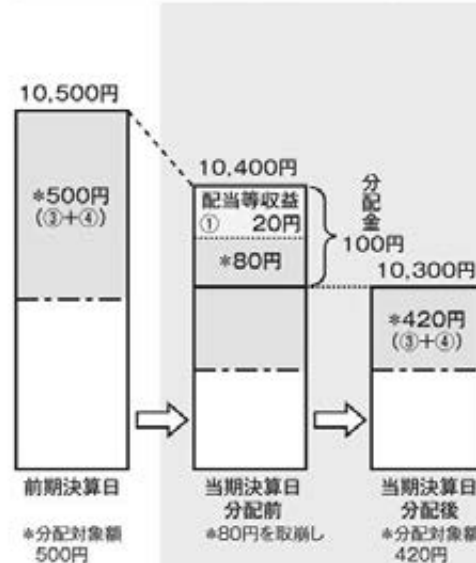
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

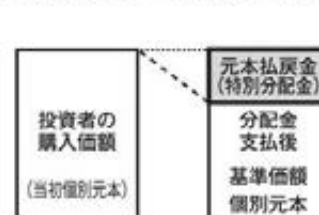
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) … 減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。



## (2) ファンドの沿革

2006 年 9 月 27 日

信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) ファンドの仕組み

| 受益者        | お申込者                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                    |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※5）                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                    |
| お取扱窓口      | 販売会社                                                                                                                                                   | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>①受益権の募集の取扱い<br/>②一部解約請求に関する事務<br/>③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>                                                       |
| ↑↓※1       | 収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※5）                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                    |
| 委託会社       | 大和アセットマネジメント株式会社                                                                                                                                       | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>①受益権の募集・発行<br/>②信託財産の運用指図<br/>③信託財産の計算<br/>④運用報告書の作成 など</p>                                                     |
| ↓運用指図 ↑↓※2 | 損益↑↓信託金（※5）                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                    |
| 受託会社       | <p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社：<br/>株式会社日本カストディ銀行</p>                                                                                                  | <p>信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分<br/>②信託財産の計算 など</p> |
|            | 損益↑↓投資                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                    |
| 投資対象       | <p>投資対象ファンドの受益証券（振替受益権を含みます。） など</p> <p>（「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社（コーヘン&amp;スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。</p> |                                                                                                                                                                                    |

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（※3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（※4）。

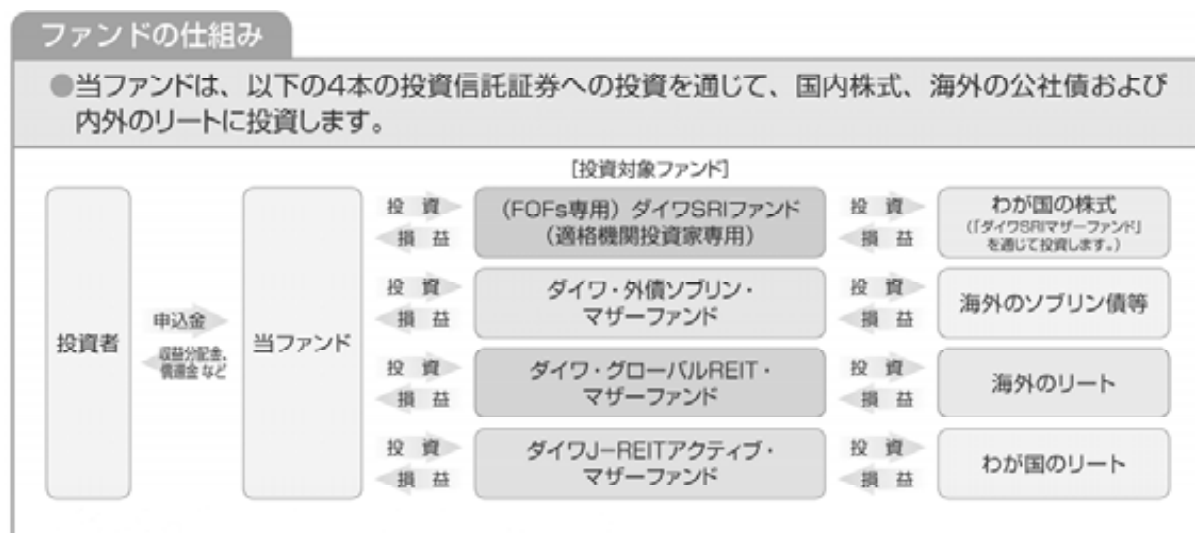
※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されて

います。

- ※3: 運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- ※4: 投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ※5: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。



#### < 委託会社等の概況（2021年1月末日現在） >

- ・資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・沿革
  - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
  - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
  - 1960年 4月 1日 営業開始
  - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
  - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
  - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
  - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号)
  - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・大株主の状況

| 名 称            | 住 所               | 所有<br>株式数      | 比率          |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株<br>2,608,525 | %<br>100.00 |

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

下記の 1. から 4. までの掲げるファンドの受益証券（以下総称して「指定投資信託証券」といいます。受益証券は振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします（2. から 4. までの掲げるファンドを、以下総称して「マザーファンド」といいます。）。

1. (F0Fs 専用) ダイワ S R I ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・グローバル R E I T・マザーファンドの受益証券
4. ダイワ J－R E I T アクティブ・マザーファンドの受益証券

#### ② 投資態度

イ. 主として複数の投資信託証券を通じて、国内株式、海外の公社債、および内外の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

ロ. 各投資信託証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(F0Fs 専用) ダイワ S R I ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券

……信託財産の純資産総額の 45%

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の 40%

ダイワ・グローバル R E I T・マザーファンドの受益証券

……信託財産の純資産総額の 10%

ダイワ J－R E I T アクティブ・マザーファンドの受益証券

……信託財産の純資産総額の 5%

ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の 75%以下とします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

|         |                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンド | (F0Fs 専用) ダイワ S R I ファンド（適格機関投資家専用）                                                                 |
| 選定の方針   | わが国の株式を主要投資対象とし、C S R（企業の社会責任）への取組みに着目して持続的な成長が期待される銘柄に実質的に投資しているファンドであること。                         |
| 投資先ファンド | 海外の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託証券（「ダイワ・グローバル R E I T・マザーファンド」を通じて実質的に投資します。） |
| 選定の方針   | (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。<br>(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 |

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第

8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

|         |                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンド | わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託証券（「ダイワ J－R E I T アクティブ・マザーファンド」を通じて実質的に投資します。）        |
| 選定の方針   | (a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。<br>(b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

## (2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. 約束手形
    - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の 1. から 4. までに掲げる証券投資信託の受益証券（以下総称して「指定投資信託証券」といいます。受益証券は振替受益権を含みます。以下同じ。）、ならびに次の 5. および 6. に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます（次の 2. から 4. までに掲げる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。）。
  1. (F0Fs 専用) ダイワ S R I ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
  2. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
  3. ダイワ・グローバル R E I T ・マザーファンドの受益証券
  4. ダイワ J－R E I T アクティブ・マザーファンドの受益証券
  5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の 10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

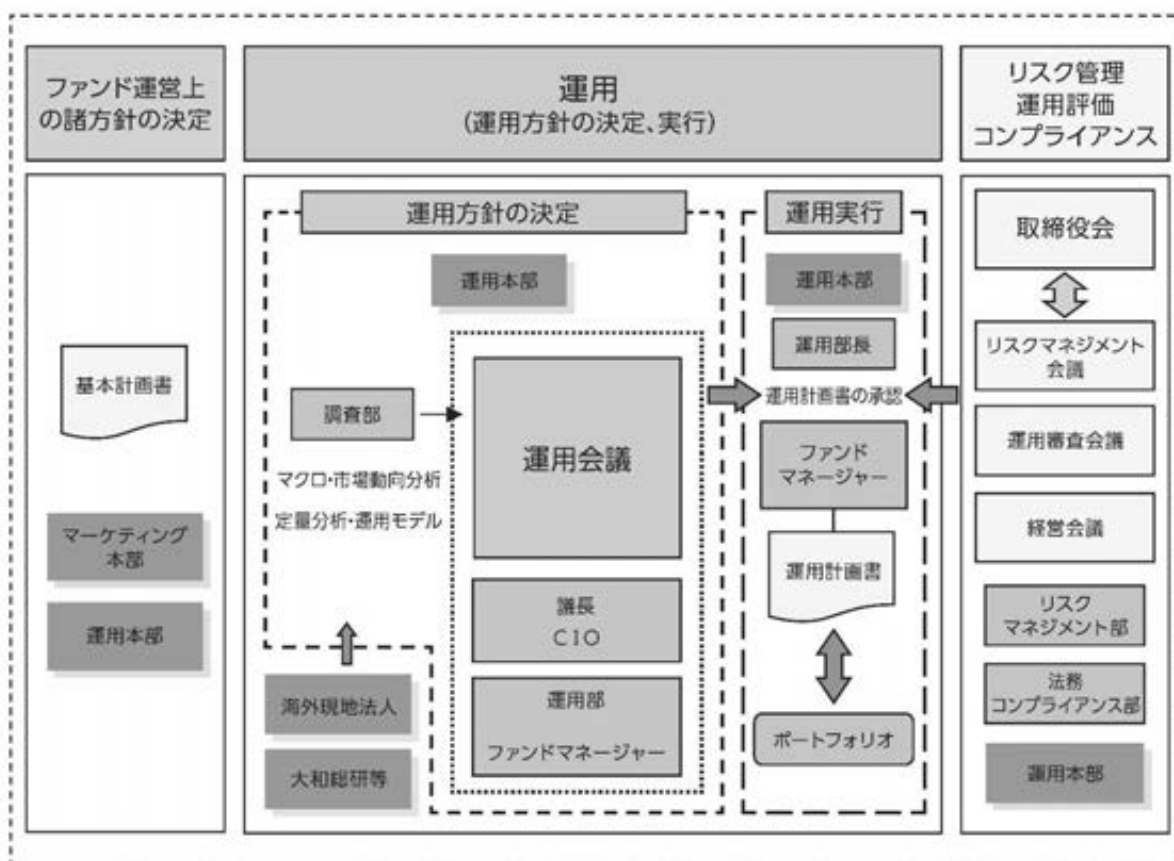
|            |                                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 投資先ファンドの名称 | (F0Fs 専用) ダイワ S R I ファンド (適格機関投資家専用)                                             |
| 運用の基本方針    | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。                                                            |
| 主要な投資対象    | ダイワ S R I マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所上場 (上場予定を含みます。) および店頭登録 (登録予定を含みます。) の株式に投資します。 |
| 委託会社の名称    | 大和アセットマネジメント株式会社                                                                 |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

### (3) 運用体制

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

##### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定し

ます。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO (Chief Investment Officer) (3名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO (0～5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー (0～5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．経営会議

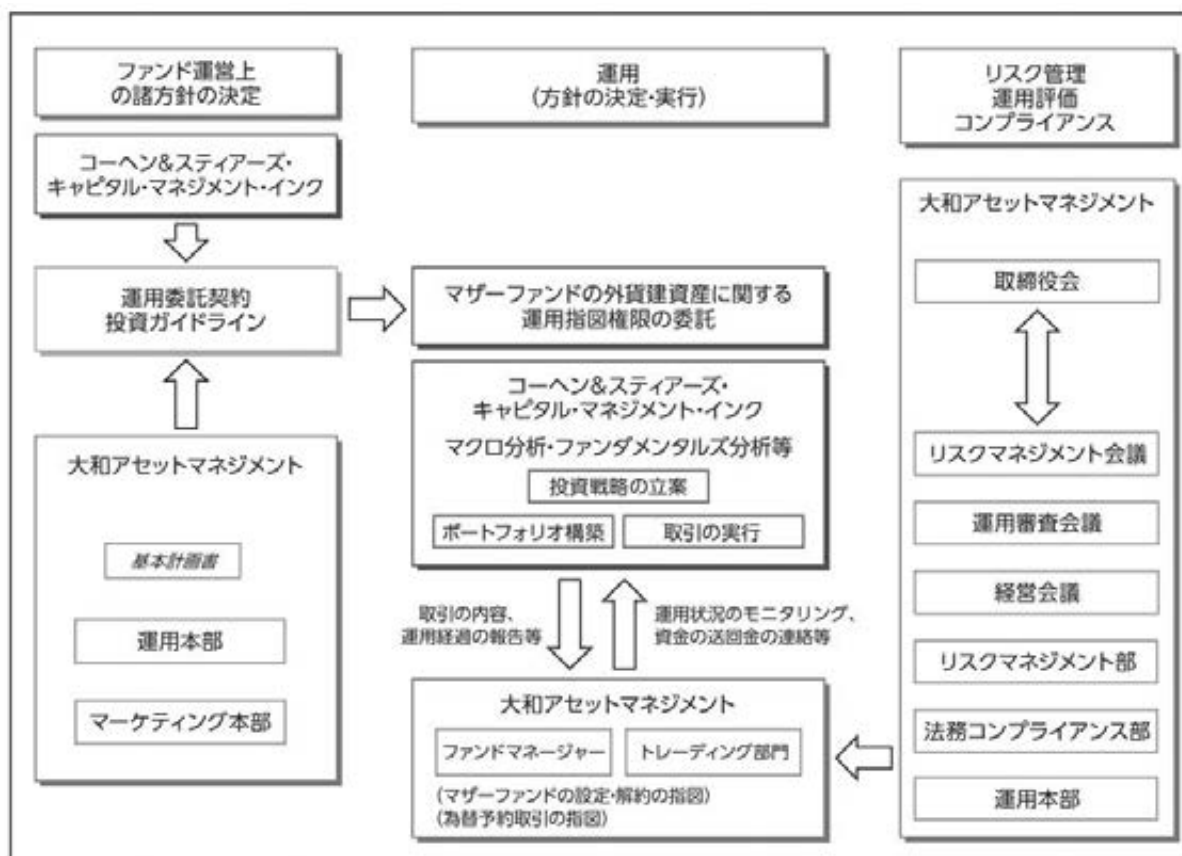
法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外リート部分にかかる運用体制について

(ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにかかるものを含みます。)



#### イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」では、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

#### ロ. 運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

#### ハ. モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

#### ニ. リスク管理、運用評価、コンプライアンス

(前④に同じ。)

※ 上記の運用体制は2021年1月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4) 分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的行なうことをめざします。2007年1月を除く各1、

7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5) 投資制限

### ① 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

### ② 投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

### ③ 同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

### ④ 外貨建資産（信託約款）

イ. 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

ロ. 委託会社は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産総額の100分の75を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

ハ. 前ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### ⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

マザーファンドを通じた外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### ⑥ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、マザーファンドを通じて外国為替の売買の予約を指図することができます。

### ⑦ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### ⑧ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることがで



きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <参考>投資対象ファンドについて

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### 1. (FOfs 専用) ダイワ S R I ファンド (適格機関投資家専用)

|             |                                                                                                                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 投 資 制 限 | ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。<br>② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。<br>③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。<br>④ 外貨建資産への投資は、行ないません。  |
| 収 益 分 配 方 針 | ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。<br>② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。<br>③ 留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。 |
| 販 売 手 数 料   | ありません。                                                                                                                                               |
| 償 還 条 項     | 受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                                    |

#### 2. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

|             |                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 投 資 制 限 | ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。<br>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。<br>② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。<br>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 |
| 収 益 分 配 方 針 | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。                                                                                                                                            |
| 販 売 手 数 料   | ありません。                                                                                                                                                                              |
| 償 還 条 項     | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                                                                                               |

#### 3. ダイワ・グローバル R E I T ・マザーファンド

|                      |                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 投 資 制 限          | ① 株式への直接投資は、行ないません。<br>② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。<br>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。                                                                                                                                                         |
| 運 用 指 図<br>権 限 の 委 託 | ① 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次のものに委託します。<br>コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク<br>New York, New York, USA<br>② 前①の規定にかかわらず、前①により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。 |
| 収 益 分 配 方 針          | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。                                                                                                                                                                                               |
| 販 売 手 数 料            | ありません。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 償 還 条 項              | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                                                                                                                                                  |

#### 4. ダイワ J－REIT アクティブ・マザーファンド

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 投 資 制 限 | ①～②（ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドと同規定）<br>③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。<br>④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。<br>⑤ 先物取引<br>委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。<br>1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。<br>2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1. から4. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。 |
| 収 益 分 配 方 針 | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 販 売 手 数 料   | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 償 還 条 項     | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

### 3 投資リスク

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### ③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リエートの価格や配当は、リエートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リエートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リエートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リエートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリエートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リエートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リエートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リー

トの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

⑤ その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

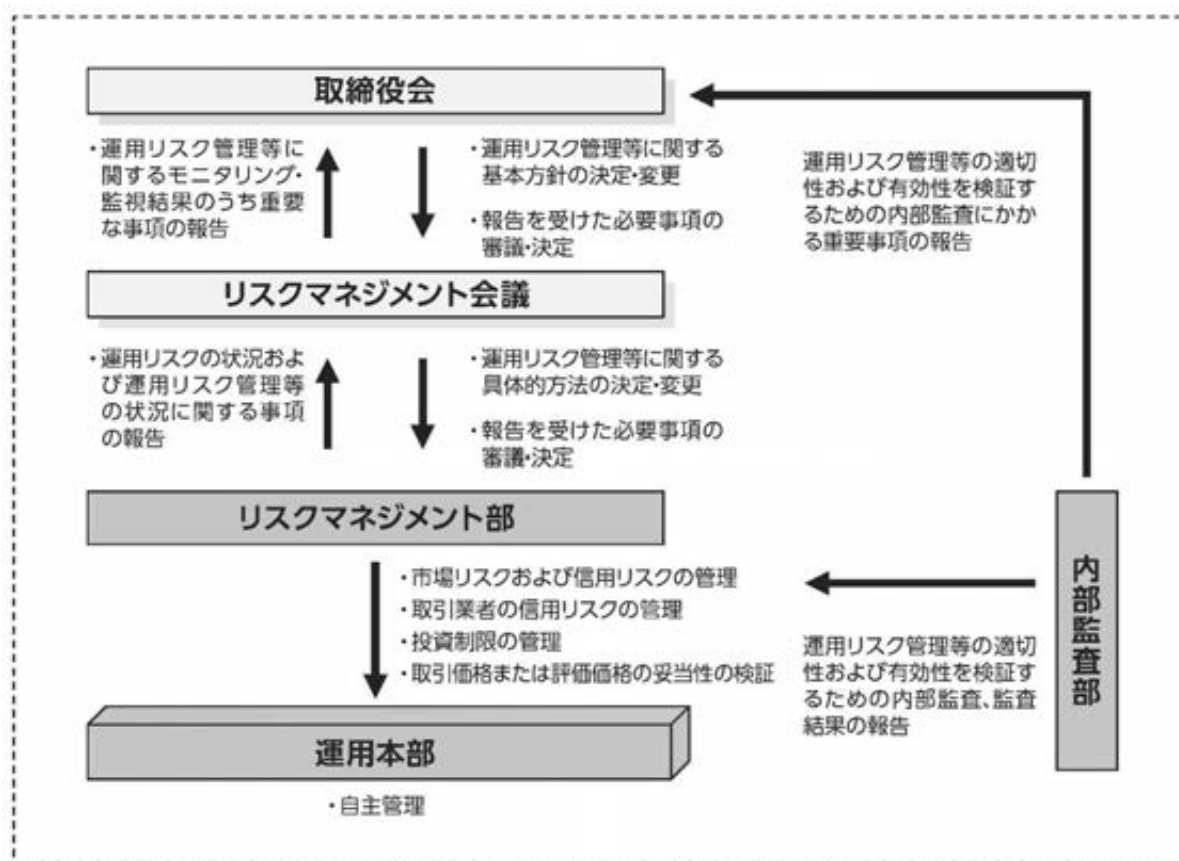
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



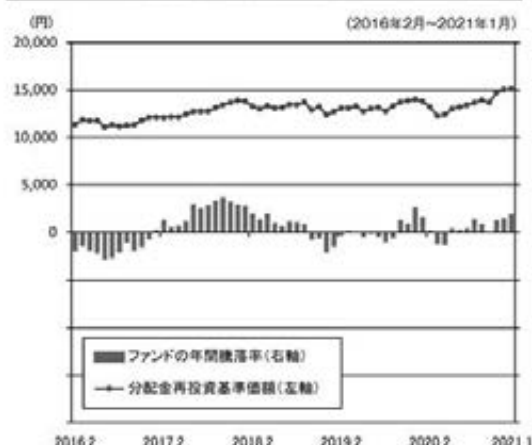
#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

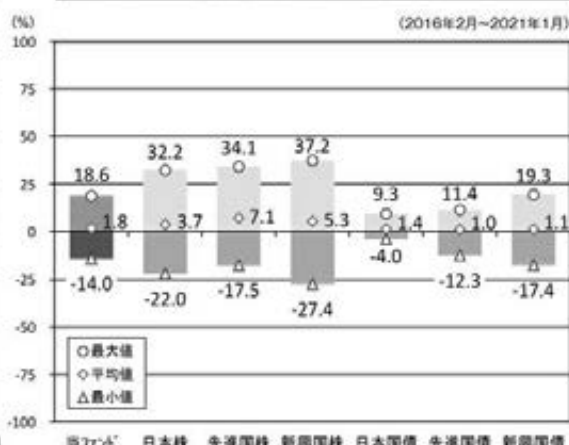
## 参 考 情 報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
日本国債：NOMURA-BPI国債  
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。  
③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### (2) 換金（解約）手数料

- ① 換金手数料  
ありません。  
② 信託財産留保額  
ありません。

### (3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.1%（税抜 1.0%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。  
② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。  
③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

|                     | 委託会社                     | 販売会社<br>(各販売会社の取扱<br>純資産総額<br>に応じて) | 受託会社             |
|---------------------|--------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 100 億円以下の部分         | 総額から販売会社および受託会社への配分を除いた額 | 年率 0.65%<br>(税抜)                    | 年率 0.05%<br>(税抜) |
| 100 億円超 200 億円以下の部分 |                          | 年率 0.70%<br>(税抜)                    |                  |
| 200 億円超 500 億円以下の部分 |                          | 年率 0.75%<br>(税抜)                    |                  |
| 500 億円超の部分          |                          | 年率 0.80%<br>(税抜)                    |                  |

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。  
⑤ 委託会社は、「ダイワ・グローバル R E I T ・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年 3 月 15 日および 9 月 15 日または信託終了のときに行なうものとし、

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 275 億円以下の部分             | 年率0.57% |
| 275 億円超 1,000 億円以下の部分   | 年率0.47% |
| 1,000 億円超 2,500 億円以下の部分 | 年率0.37% |
| 2,500 億円超 4,500 億円以下の部分 | 年率0.30% |
| 4,500 億円超の部分            | 年率0.25% |

⑥ 投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.49105%（税抜1.3555%）程度です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

- 委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
- 販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
- 受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### (4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。



## (5) 課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取扱われます。

### ① 個人の投資者に対する課税

#### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

#### ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

#### ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後 3 年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

### ※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満 20 歳以上の方を対象とした NISA をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20 歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニア NISA」をご利用の場合、毎年、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

### ② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収<sup>\*</sup>され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037 年 12 月 31 日まで基準所得税額に 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は 15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注 1> 個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- (※)外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (※)上記は、2021年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- (※)課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況 (2021 年 1 月 29 日現在)

#### 投資状況

| 投資資産の種類               |      | 時価(円)      | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|------------|---------|
| 投資信託受益証券              |      | 33,516,064 | 44.52   |
|                       | 内 日本 | 33,516,064 | 44.52   |
| 親投資信託受益証券             |      | 40,370,764 | 53.63   |
|                       | 内 日本 | 40,370,764 | 53.63   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 1,396,572  | 1.86    |
| 純資産総額                 |      | 75,283,400 | 100.00  |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 投資資産 (2021 年 1 月 29 日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名                    | 地域 | 種類                | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)    | 評価単価<br>時価<br>(円)    | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|------------------------|----|-------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 1 | ダイワSRIファンド             | 日本 | 投資信託<br>受益証券      | 23,215,394           | 1.4828<br>34,423,786 | 1.4437<br>33,516,064 | 44.52           |
| 2 | ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド     | 日本 | 親投資信<br>託受益証<br>券 | 15,858,903           | 1.8470<br>29,291,393 | 1.8501<br>29,340,556 | 38.97           |
| 3 | ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド  | 日本 | 親投資信<br>託受益証<br>券 | 2,722,660            | 2.6759<br>7,285,565  | 2.6923<br>7,330,217  | 9.74            |
| 4 | ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド | 日本 | 親投資信<br>託受益証<br>券 | 1,209,701            | 2.8935<br>3,500,269  | 3.0586<br>3,699,991  | 4.91            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券  | 44.52% |
| 親投資信託受益証券 | 53.63% |
| 合計        | 98.14% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

**③ その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

|                                 | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第 10 特定期間末<br>(2011 年 7 月 15 日) | 324,615,470           | 326,154,768           | 0.6327                     | 0.6357                     |
| 第 11 特定期間末<br>(2012 年 1 月 16 日) | 242,704,479           | 243,992,397           | 0.5653                     | 0.5683                     |
| 第 12 特定期間末<br>(2012 年 7 月 17 日) | 220,887,840           | 222,008,968           | 0.5911                     | 0.5941                     |
| 第 13 特定期間末<br>(2013 年 1 月 15 日) | 229,696,095           | 230,686,324           | 0.6959                     | 0.6989                     |
| 第 14 特定期間末<br>(2013 年 7 月 16 日) | 253,074,244           | 254,009,452           | 0.8118                     | 0.8148                     |
| 第 15 特定期間末<br>(2014 年 1 月 15 日) | 229,419,669           | 230,221,803           | 0.8580                     | 0.8610                     |
| 第 16 特定期間末<br>(2014 年 7 月 15 日) | 219,048,037           | 219,807,672           | 0.8651                     | 0.8681                     |
| 第 17 特定期間末<br>(2015 年 1 月 15 日) | 190,367,012           | 190,965,134           | 0.9548                     | 0.9578                     |
| 第 18 特定期間末<br>(2015 年 7 月 15 日) | 160,666,940           | 161,143,900           | 1.0106                     | 1.0136                     |
| 第 19 特定期間末<br>(2016 年 1 月 15 日) | 137,131,073           | 137,582,463           | 0.9114                     | 0.9144                     |
| 第 20 特定期間末<br>(2016 年 7 月 15 日) | 126,011,752           | 126,443,178           | 0.8762                     | 0.8792                     |
| 第 21 特定期間末<br>(2017 年 1 月 16 日) | 130,573,394           | 130,999,402           | 0.9195                     | 0.9225                     |
| 第 22 特定期間末<br>(2017 年 7 月 18 日) | 124,436,479           | 124,695,330           | 0.9615                     | 0.9635                     |
| 第 23 特定期間末<br>(2018 年 1 月 15 日) | 121,716,054           | 121,948,212           | 1.0486                     | 1.0506                     |
| 第 24 特定期間末<br>(2018 年 7 月 17 日) | 106,105,502           | 106,318,089           | 0.9982                     | 1.0002                     |
| 第 25 特定期間末<br>(2019 年 1 月 15 日) | 96,640,716            | 96,851,147            | 0.9185                     | 0.9205                     |
| 第 26 特定期間末<br>(2019 年 7 月 16 日) | 98,125,568            | 98,329,910            | 0.9604                     | 0.9624                     |
| 第 27 特定期間末<br>(2020 年 1 月 15 日) | 95,950,888            | 96,139,043            | 1.0199                     | 1.0219                     |

|                                 | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 2020 年 1 月末日                    | 94,480,021            | —                     | 1.0059                     | —                          |
| 2 月末日                           | 90,041,483            | —                     | 0.9636                     | —                          |
| 3 月末日                           | 81,208,086            | —                     | 0.8933                     | —                          |
| 4 月末日                           | 82,149,325            | —                     | 0.9037                     | —                          |
| 5 月末日                           | 85,964,206            | —                     | 0.9451                     | —                          |
| 6 月末日                           | 86,260,118            | —                     | 0.9584                     | —                          |
| 第 28 特定期間末<br>(2020 年 7 月 15 日) | 87,096,664            | 87,276,668            | 0.9677                     | 0.9697                     |
| 7 月末日                           | 87,540,993            | —                     | 0.9722                     | —                          |
| 8 月末日                           | 79,998,418            | —                     | 0.9899                     | —                          |
| 9 月末日                           | 81,251,033            | —                     | 1.0062                     | —                          |
| 10 月末日                          | 75,104,422            | —                     | 0.9891                     | —                          |
| 11 月末日                          | 80,820,360            | —                     | 1.0641                     | —                          |
| 12 月末日                          | 77,361,983            | —                     | 1.0853                     | —                          |
| 第 29 特定期間末<br>(2021 年 1 月 15 日) | 75,548,988            | 78,400,285            | 1.0599                     | 1.0999                     |
| 2021 年 1 月末日                    | 75,283,400            | —                     | 1.0508                     | —                          |

## ② 分配の推移

|           | 1口当たり分配金(円) |
|-----------|-------------|
| 第 10 特定期間 | 0.0090      |
| 第 11 特定期間 | 0.0090      |
| 第 12 特定期間 | 0.0090      |
| 第 13 特定期間 | 0.0090      |
| 第 14 特定期間 | 0.0090      |
| 第 15 特定期間 | 0.0090      |
| 第 16 特定期間 | 0.0090      |
| 第 17 特定期間 | 0.0090      |
| 第 18 特定期間 | 0.0090      |
| 第 19 特定期間 | 0.0090      |
| 第 20 特定期間 | 0.0090      |
| 第 21 特定期間 | 0.0090      |
| 第 22 特定期間 | 0.0080      |
| 第 23 特定期間 | 0.0060      |
| 第 24 特定期間 | 0.0060      |
| 第 25 特定期間 | 0.0060      |
| 第 26 特定期間 | 0.0060      |
| 第 27 特定期間 | 0.0060      |
| 第 28 特定期間 | 0.0060      |
| 第 29 特定期間 | 0.0440      |

## ③ 収益率の推移

|           | 収益率(%) |
|-----------|--------|
| 第 10 特定期間 | △2.0   |
| 第 11 特定期間 | △9.2   |
| 第 12 特定期間 | 6.2    |
| 第 13 特定期間 | 19.3   |
| 第 14 特定期間 | 17.9   |
| 第 15 特定期間 | 6.8    |
| 第 16 特定期間 | 1.9    |
| 第 17 特定期間 | 11.4   |
| 第 18 特定期間 | 6.8    |
| 第 19 特定期間 | △8.9   |
| 第 20 特定期間 | △2.9   |
| 第 21 特定期間 | 6.0    |
| 第 22 特定期間 | 5.4    |
| 第 23 特定期間 | 9.7    |
| 第 24 特定期間 | △4.2   |
| 第 25 特定期間 | △7.4   |
| 第 26 特定期間 | 5.2    |
| 第 27 特定期間 | 6.8    |
| 第 28 特定期間 | △4.5   |
| 第 29 特定期間 | 14.1   |

#### (4) 設定及び解約の実績

|           | 設定数量(口)   | 解約数量(口)    |
|-----------|-----------|------------|
| 第 10 特定期間 | 1,503,436 | 61,088,931 |
| 第 11 特定期間 | 1,333,023 | 85,126,179 |
| 第 12 特定期間 | 1,126,287 | 56,723,024 |
| 第 13 特定期間 | 1,242,757 | 44,875,647 |
| 第 14 特定期間 | 1,165,277 | 19,505,831 |
| 第 15 特定期間 | 3,870,526 | 48,228,431 |
| 第 16 特定期間 | 926,249   | 15,092,480 |
| 第 17 特定期間 | 486,410   | 54,324,323 |
| 第 18 特定期間 | 332,497   | 40,719,610 |
| 第 19 特定期間 | 285,213   | 8,808,757  |
| 第 20 特定期間 | 301,849   | 6,956,240  |
| 第 21 特定期間 | 350,707   | 2,156,881  |
| 第 22 特定期間 | 284,953   | 12,862,157 |
| 第 23 特定期間 | 173,743   | 13,520,271 |
| 第 24 特定期間 | 156,896   | 9,942,463  |
| 第 25 特定期間 | 154,413   | 1,232,073  |
| 第 26 特定期間 | 160,946   | 3,205,779  |
| 第 27 特定期間 | 149,678   | 8,242,959  |
| 第 28 特定期間 | 158,308   | 4,233,820  |
| 第 29 特定期間 | 97,638    | 18,817,447 |

(参考) 投資信託証券  
(F0Fs 専用) ダイワSRIファンド (適格機関投資家専用)

(1) 投資状況 (2021 年 1 月 29 日現在)

投資状況

| 投資資産の種類               |      | 時価(円)      | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券             |      | 32,934,081 | 99.91   |
|                       | 内 日本 | 32,934,081 | 99.91   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 28,488     | 0.09    |
| 純資産総額                 |      | 32,962,569 | 100.00  |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2021 年 1 月 29 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名           | 地域 | 種類        | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)    | 評価単価<br>時価<br>(円)    | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|---------------|----|-----------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------|
| 1 | ダイワSRIマザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 12,471,724           | 2.4712<br>30,820,129 | 2.6407<br>32,934,081 | 99.91           |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 99.91% |
| 合計        | 99.91% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



〈参考情報〉マザーファンド  
ダイワSR I マザーファンド

(1) 投資状況 (2021 年 1 月 29 日現在)

投資状況

| 投資資産の種類               |      | 時価(円)       | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|-------------|---------|
| 株式                    |      | 844,714,650 | 94.81   |
|                       | 内 日本 | 844,714,650 | 94.81   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 46,206,026  | 5.19    |
| 純資産総額                 |      | 890,920,676 | 100.00  |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2021 年 1 月 29 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

|    | 銘柄名      | 地域 | 種類 | 業種     | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)       | 評価単価<br>時価<br>(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------|----|----|--------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1  | 東京エレクトロン | 日本 | 株式 | 電気機器   | 1,300                | 25,324.49<br>32,921,848 | 39,810.00<br>51,753,000 | 5.81            |
| 2  | ディスコ     | 日本 | 株式 | 機械     | 1,100                | 25,010.38<br>27,511,423 | 34,050.00<br>37,455,000 | 4.20            |
| 3  | 任天堂      | 日本 | 株式 | その他製品  | 600                  | 53,678.48<br>32,207,093 | 60,580.00<br>36,348,000 | 4.08            |
| 4  | SMC      | 日本 | 株式 | 機械     | 500                  | 59,396.70<br>29,698,351 | 63,360.00<br>31,680,000 | 3.56            |
| 5  | 旭化成      | 日本 | 株式 | 化学     | 27,000               | 785.34<br>21,204,263    | 1,164.50<br>31,441,500  | 3.53            |
| 6  | 信越化学     | 日本 | 株式 | 化学     | 1,700                | 12,150.00<br>20,655,000 | 18,175.00<br>30,897,500 | 3.47            |
| 7  | 日本ユニシス   | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 7,700                | 3,288.55<br>25,321,839  | 3,980.00<br>30,646,000  | 3.44            |
| 8  | 日本電産     | 日本 | 株式 | 電気機器   | 2,200                | 6,943.98<br>15,276,773  | 13,850.00<br>30,470,000 | 3.42            |
| 9  | T D K    | 日本 | 株式 | 電気機器   | 1,700                | 10,434.47<br>17,738,611 | 16,880.00<br>28,696,000 | 3.22            |
| 10 | キーエンス    | 日本 | 株式 | 電気機器   | 500                  | 42,995.41<br>21,497,707 | 56,140.00<br>28,070,000 | 3.15            |
| 11 | 住友電工     | 日本 | 株式 | 非鉄金属   | 19,500               | 1,328.29<br>25,901,844  | 1,392.50<br>27,153,750  | 3.05            |
| 12 | HOYA     | 日本 | 株式 | 精密機器   | 2,000                | 10,013.60<br>20,027,200 | 13,395.00<br>26,790,000 | 3.01            |

|    | 銘柄名              | 地域 | 種類 | 業種     | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)       | 評価単価<br>時価<br>(円)       | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------------------|----|----|--------|----------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 13 | トヨタ自動車           | 日本 | 株式 | 輸送用機器  | 3,500                | 6,957.42<br>24,350,988  | 7,300.00<br>25,550,000  | 2.87            |
| 14 | ソニー              | 日本 | 株式 | 電気機器   | 2,500                | 7,222.01<br>18,055,043  | 10,050.00<br>25,125,000 | 2.82            |
| 15 | ダイフク             | 日本 | 株式 | 機械     | 2,100                | 8,622.68<br>18,107,636  | 11,930.00<br>25,053,000 | 2.81            |
| 16 | ヒロセ電機            | 日本 | 株式 | 電気機器   | 1,500                | 13,794.58<br>20,691,870 | 16,410.00<br>24,615,000 | 2.76            |
| 17 | 村田製作所            | 日本 | 株式 | 電気機器   | 2,400                | 6,543.62<br>15,704,710  | 10,055.00<br>24,132,000 | 2.71            |
| 18 | リクルートホールディングス    | 日本 | 株式 | サービス業  | 5,000                | 4,497.11<br>22,485,598  | 4,542.00<br>22,710,000  | 2.55            |
| 19 | オリエンタルランド        | 日本 | 株式 | サービス業  | 1,300                | 15,102.82<br>19,633,678 | 16,350.00<br>21,255,000 | 2.39            |
| 20 | 積水化学             | 日本 | 株式 | 化学     | 10,900               | 1,417.57<br>15,451,704  | 1,884.00<br>20,535,600  | 2.30            |
| 21 | 三菱 UFJ フィナンシャル G | 日本 | 株式 | 銀行業    | 43,000               | 424.07<br>18,235,391    | 469.30<br>20,179,900    | 2.27            |
| 22 | ダイキン工業           | 日本 | 株式 | 機械     | 900                  | 14,725.00<br>13,252,500 | 22,105.00<br>19,894,500 | 2.23            |
| 23 | 三井不動産            | 日本 | 株式 | 不動産業   | 9,000                | 1,964.17<br>17,677,594  | 2,118.50<br>19,066,500  | 2.14            |
| 24 | 協和キリン            | 日本 | 株式 | 医薬品    | 6,000                | 2,689.69<br>16,138,167  | 3,100.00<br>18,600,000  | 2.09            |
| 25 | 第一三共             | 日本 | 株式 | 医薬品    | 5,500                | 2,839.66<br>15,618,192  | 3,365.00<br>18,507,500  | 2.08            |
| 26 | ファーストリテイリング      | 日本 | 株式 | 小売業    | 200                  | 72,937.69<br>14,587,538 | 89,820.00<br>17,964,000 | 2.02            |
| 27 | ユニ・チャーム          | 日本 | 株式 | 化学     | 3,500                | 4,988.06<br>17,458,222  | 4,700.00<br>16,450,000  | 1.85            |
| 28 | テ ル モ            | 日本 | 株式 | 精密機器   | 4,000                | 3,876.85<br>15,507,426  | 4,065.00<br>16,260,000  | 1.83            |
| 29 | 東京海上HD           | 日本 | 株式 | 保険業    | 3,000                | 4,610.00<br>13,830,000  | 5,133.00<br>15,399,000  | 1.73            |
| 30 | NTTデータ           | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 9,000                | 1,221.53<br>10,993,809  | 1,502.00<br>13,518,000  | 1.52            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 株式        | 94.81% |
| 合計        | 94.81% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

| 業種     | 投資比率   |
|--------|--------|
| 化学     | 12.26% |
| 医薬品    | 4.17%  |
| 非鉄金属   | 3.05%  |
| 機械     | 12.81% |
| 電気機器   | 23.89% |
| 輸送用機器  | 2.87%  |
| 精密機器   | 4.83%  |
| その他製品  | 5.38%  |
| 情報・通信業 | 10.03% |
| 小売業    | 3.08%  |
| 銀行業    | 2.27%  |
| 保険業    | 1.73%  |
| 不動産業   | 2.14%  |
| サービス業  | 6.32%  |
| 合計     | 94.81% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マザーファンド  
 ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況 (2021 年 1 月 29 日現在)

投資状況

| 投資資産の種類               |           | 時価(円)          | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------|----------------|---------|
| 国債証券                  |           | 19,971,290,266 | 93.66   |
|                       | 内 ユーロ     | 5,264,370,395  | 24.69   |
|                       | 内 ノルウェー   | 261,491,424    | 1.23    |
|                       | 内 スウェーデン  | 370,035,517    | 1.74    |
|                       | 内 デンマーク   | 726,477,029    | 3.41    |
|                       | 内 イギリス    | 2,703,211,293  | 12.68   |
|                       | 内 ポーランド   | 1,466,700,206  | 6.88    |
|                       | 内 カナダ     | 1,641,036,574  | 7.70    |
|                       | 内 アメリカ    | 4,935,895,467  | 23.15   |
|                       | 内 オーストラリア | 2,602,072,361  | 12.20   |
| 特殊債券                  |           | 1,017,549,879  | 4.77    |
|                       | 内 カナダ     | 1,017,549,879  | 4.77    |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |           | 333,668,356    | 1.56    |
| 純資産総額                 |           | 21,322,508,501 | 100.00  |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類    |      | 時価(円)       | 投資比率(%) |
|------------|------|-------------|---------|
| 為替予約取引(買建) |      | 126,500,000 | 0.59    |
|            | 内 日本 | 126,500,000 | 0.59    |
| 為替予約取引(売建) |      | 155,318,660 | △0.73   |
|            | 内 日本 | 155,318,660 | △0.73   |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2021 年 1 月 29 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名                        | 地域      | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)       | 評価単価<br>時価<br>(円)       | 利率(%)<br>償還期限<br>(年/月/日) | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|----------------------------|---------|------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND | オーストラリア | 国債証券 | 19,000,000           | 141.63<br>2,155,020,067 | 137.55<br>2,092,972,481 | 4.500000<br>2033/04/21   | 9.82            |

|    | 銘柄名                              | 地域    | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)       | 評価単価<br>時価<br>(円)       | 利率(%)<br>償還期限<br>(年/月/日) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------------------------------|-------|------|----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------|
| 2  | SPANISH GOVERNMENT BOND          | ユーロ   | 国債証券 | 10,300,000           | 112.45<br>1,464,974,710 | 112.35<br>1,463,711,048 | 1.950000<br>2026/04/30   | 6.86            |
| 3  | United States Treasury Note/Bond | アメリカ  | 国債証券 | 11,791,400           | 120.96<br>1,490,185,434 | 115.28<br>1,420,222,115 | 2.500000<br>2046/02/15   | 6.66            |
| 4  | SPANISH GOVERNMENT BOND          | ユーロ   | 国債証券 | 9,136,000            | 111.14<br>1,284,338,792 | 111.47<br>1,288,094,236 | 1.400000<br>2028/04/30   | 6.04            |
| 5  | FRENCH GOVERNMENT BOND           | ユーロ   | 国債証券 | 4,750,400            | 171.73<br>1,031,824,400 | 170.99<br>1,027,384,261 | 3.250000<br>2045/05/25   | 4.82            |
| 6  | United States Treasury Note/Bond | アメリカ  | 国債証券 | 8,689,700            | 106.61<br>967,975,588   | 105.92<br>961,656,605   | 1.625000<br>2026/02/15   | 4.51            |
| 7  | United States Treasury Note/Bond | アメリカ  | 国債証券 | 8,000,000            | 107.27<br>896,630,643   | 106.68<br>891,732,620   | 2.375000<br>2024/02/29   | 4.18            |
| 8  | United States Treasury Note/Bond | アメリカ  | 国債証券 | 7,296,700            | 109.60<br>835,553,323   | 108.80<br>829,477,320   | 2.250000<br>2025/11/15   | 3.89            |
| 9  | CANADIAN GOVERNMENT BOND         | カナダ   | 国債証券 | 9,673,000            | 106.21<br>835,835,770   | 105.34<br>828,974,015   | 1.500000<br>2026/06/01   | 3.89            |
| 10 | United Kingdom Gilt              | イギリス  | 国債証券 | 4,615,600            | 122.32<br>808,717,889   | 120.86<br>799,098,323   | 5.000000<br>2025/03/07   | 3.75            |
| 11 | Poland Government Bond           | ポーランド | 国債証券 | 25,000,000           | 112.18<br>780,772,800   | 113.89<br>792,730,080   | 2.750000<br>2028/04/25   | 3.72            |
| 12 | United States Treasury Note/Bond | アメリカ  | 国債証券 | 7,542,800            | 100.71<br>793,667,053   | 100.30<br>790,467,481   | 1.375000<br>2021/04/30   | 3.71            |
| 13 | United Kingdom Gilt              | イギリス  | 国債証券 | 4,500,000            | 108.72<br>700,819,605   | 108.21<br>697,551,584   | 1.500000<br>2026/07/22   | 3.27            |
| 14 | CANADA HOUSING TRUST             | カナダ   | 特殊債券 | 7,830,000            | 108.35<br>690,202,124   | 107.87<br>687,100,078   | 2.250000<br>2025/12/15   | 3.22            |
| 15 | Poland Government Bond           | ポーランド | 国債証券 | 23,993,000           | 101.42<br>677,496,982   | 100.89<br>673,970,126   | 1.750000<br>2021/07/25   | 3.16            |
| 16 | CANADIAN GOVERNMENT BOND         | カナダ   | 国債証券 | 8,096,000            | 96.28<br>634,109,322    | 96.64<br>636,519,834    | 0.500000<br>2030/12/01   | 2.99            |
| 17 | DANISH GOVERNMENT BOND           | デンマーク | 国債証券 | 29,000,000           | 112.23<br>553,634,165   | 111.48<br>549,944,356   | 1.750000<br>2025/11/15   | 2.58            |
| 18 | United Kingdom Gilt              | イギリス  | 国債証券 | 3,200,000            | 111.94<br>513,106,306   | 111.44<br>510,823,633   | 1.625000<br>2028/10/22   | 2.40            |
| 19 | IRISH TREASURY                   | ユーロ   | 国債証券 | 3,420,000            | 108.67<br>470,090,644   | 108.63<br>469,895,991   | 1.000000<br>2026/05/15   | 2.20            |
| 20 | United Kingdom Gilt              | イギリス  | 国債証券 | 3,095,700            | 99.68<br>442,044,573    | 98.85<br>438,364,118    | 0.250000<br>2031/07/31   | 2.06            |
| 21 | Belgium Government Bond          | ユーロ   | 国債証券 | 1,500,000            | 182.48<br>346,216,233   | 181.66<br>344,654,838   | 3.750000<br>2045/06/22   | 1.62            |
| 22 | IRISH TREASURY                   | ユーロ   | 国債証券 | 2,387,600            | 112.33<br>339,224,271   | 112.69<br>340,332,550   | 1.100000<br>2029/05/15   | 1.60            |
| 23 | CANADA HOUSING TRUST             | カナダ   | 特殊債券 | 3,750,000            | 108.91<br>332,246,619   | 108.32<br>330,449,801   | 2.550000<br>2025/03/15   | 1.55            |

|    | 銘柄名                        | 地域      | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)     | 評価単価<br>時価<br>(円)     | 利率(%)<br>償還期限<br>(年/月/日) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|----------------------------|---------|------|----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------|
| 24 | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND | オーストラリア | 国債証券 | 2,900,000            | 120.93<br>280,856,736 | 119.20<br>276,820,544 | 3.250000<br>2029/04/21   | 1.30            |
| 25 | NORWEGIAN GOVERNMENT BOND  | ノルウェー   | 国債証券 | 20,000,000           | 109.34<br>265,061,976 | 107.87<br>261,491,424 | 3.000000<br>2024/03/14   | 1.23            |
| 26 | United Kingdom Gilt        | イギリス    | 国債証券 | 1,000,000            | 180.27<br>258,218,748 | 179.68<br>257,373,632 | 4.250000<br>2046/12/07   | 1.21            |
| 27 | AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND | オーストラリア | 国債証券 | 2,307,000            | 125.96<br>232,718,127 | 125.73<br>232,279,335 | 4.750000<br>2027/04/21   | 1.09            |
| 28 | SWEDISH GOVERNMENT BOND    | スウェーデン  | 国債証券 | 14,230,000           | 107.69<br>191,562,481 | 107.17<br>190,635,752 | 1.000000<br>2026/11/12   | 0.89            |
| 29 | SPANISH GOVERNMENT BOND    | ユーロ     | 国債証券 | 1,400,000            | 101.80<br>180,273,461 | 101.93<br>180,493,031 | —<br>2026/01/31          | 0.85            |
| 30 | SWEDISH GOVERNMENT BOND    | スウェーデン  | 国債証券 | 13,630,000           | 105.70<br>180,100,005 | 105.29<br>179,399,763 | 1.500000<br>2023/11/13   | 0.84            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 国債証券      | 93.66% |
| 特殊債券      | 4.77%  |
| 合計        | 98.44% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類     | 地域 | 資産名              | 買建/<br>売建 | 数量        | 簿価          | 時価          | 投資<br>比率 |
|--------|----|------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | ユーロ買/円売 2021年2月  | 買建        | 1,000,000 | 126,710,251 | 126,500,000 | 0.59%    |
|        |    | 米ドル売/円買 2021年2月  | 売建        | 1,222,128 | 126,710,251 | 127,651,290 | △0.60%   |
|        |    | 英ポンド売/円買 2021年2月 | 売建        | 59,000    | 8,402,608   | 8,450,570   | △0.04%   |
|        |    | 豪ドル売/円買 2021年2月  | 売建        | 240,000   | 19,218,264  | 19,216,800  | △0.09%   |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

(1) 投資状況 (2021 年 1 月 29 日現在)

投資状況

| 投資資産の種類               |            | 時価(円)          | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|----------------|---------|
| 投資証券                  |            | 72,303,370,891 | 96.21   |
|                       | 内 香港       | 2,586,669,244  | 3.44    |
|                       | 内 シンガポール   | 5,795,558,648  | 7.71    |
|                       | 内 イギリス     | 7,163,961,139  | 9.53    |
|                       | 内 オランダ     | 376,506,157    | 0.50    |
|                       | 内 ベルギー     | 2,442,727,066  | 3.25    |
|                       | 内 フランス     | 4,522,379,727  | 6.02    |
|                       | 内 ドイツ      | 938,799,854    | 1.25    |
|                       | 内 スペイン     | 326,676,060    | 0.43    |
|                       | 内 カナダ      | 1,148,134,494  | 1.53    |
|                       | 内 アメリカ     | 36,145,500,521 | 48.10   |
|                       | 内 オーストラリア  | 10,197,144,148 | 13.57   |
|                       | 内 ニュージーランド | 659,313,833    | 0.88    |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |            | 2,850,480,738  | 3.79    |
| 純資産総額                 |            | 75,153,851,629 | 100.00  |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類    |      | 時価(円)       | 投資比率(%) |
|------------|------|-------------|---------|
| 為替予約取引(買建) |      | 24,958,274  | 0.03    |
|            | 内 日本 | 24,958,274  | 0.03    |
| 為替予約取引(売建) |      | 547,349,088 | △0.73   |
|            | 内 日本 | 547,349,088 | △0.73   |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2021 年 1 月 29 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名           | 地域          | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)         | 評価単価<br>時価<br>(円)         | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|---------------|-------------|------|----------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|
| 1 | GOODMAN GROUP | オーストラ<br>リア | 投資証券 | 2,127,579            | 1,440.63<br>3,065,073,708 | 1,416.61<br>3,013,960,751 | 4.01            |

|    | 銘柄名                          | 地域      | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)          | 評価単価<br>時価<br>(円)          | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------------------------------|---------|------|----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 2  | CHARTER HALL GROUP           | オーストラリア | 投資証券 | 2,461,511            | 1,009.80<br>2,485,814,122  | 1,088.28<br>2,678,830,914  | 3.56            |
| 3  | MIRVAC GROUP                 | オーストラリア | 投資証券 | 13,639,526           | 175.61<br>2,395,777,663    | 194.59<br>2,654,175,378    | 3.53            |
| 4  | PUBLIC STORAGE               | アメリカ    | 投資証券 | 111,428              | 23,470.28<br>2,615,248,388 | 23,770.24<br>2,648,670,838 | 3.52            |
| 5  | LINK REIT                    | 香港      | 投資証券 | 2,815,692            | 860.61<br>2,423,249,580    | 918.66<br>2,586,669,244    | 3.44            |
| 6  | DUKE REALTY CORP             | アメリカ    | 投資証券 | 537,176              | 3,978.18<br>2,137,005,660  | 4,124.87<br>2,215,781,382  | 2.95            |
| 7  | SIMON PROPERTY GROUP INC     | アメリカ    | 投資証券 | 203,322              | 7,145.49<br>1,452,846,239  | 10,187.84<br>2,071,412,980 | 2.76            |
| 8  | EQUINIX INC                  | アメリカ    | 投資証券 | 25,544               | 78,991.05<br>2,017,747,616 | 77,130.27<br>1,970,215,627 | 2.62            |
| 9  | WELLTOWER INC                | アメリカ    | 投資証券 | 299,830              | 6,281.33<br>1,883,333,453  | 6,454.77<br>1,935,335,008  | 2.58            |
| 10 | PROLOGIS INC                 | アメリカ    | 投資証券 | 175,944              | 10,651.73<br>1,874,109,039 | 10,803.23<br>1,900,763,851 | 2.53            |
| 11 | CAPITALAND INTEGRATED COMMER | シンガポール  | 投資証券 | 10,981,032           | 154.40<br>1,695,580,537    | 168.86<br>1,854,268,045    | 2.47            |
| 12 | SEGRO PLC                    | イギリス    | 投資証券 | 1,328,353            | 1,341.01<br>1,781,474,585  | 1,368.80<br>1,818,251,498  | 2.42            |
| 13 | VENTAS INC                   | アメリカ    | 投資証券 | 357,776              | 4,751.75<br>1,700,062,251  | 4,930.41<br>1,763,982,797  | 2.35            |
| 14 | VICI PROPERTIES INC          | アメリカ    | 投資証券 | 612,570              | 2,592.14<br>1,587,872,590  | 2,700.80<br>1,654,433,957  | 2.20            |
| 15 | HEALTHPEAK PROPERTIES INC    | アメリカ    | 投資証券 | 513,535              | 3,003.38<br>1,542,371,142  | 3,135.44<br>1,610,160,645  | 2.14            |
| 16 | AEDIFICA                     | ベルギー    | 投資証券 | 119,441              | 12,552.12<br>1,499,248,725 | 12,597.40<br>1,504,647,009 | 2.00            |
| 17 | CYRUSONE INC                 | アメリカ    | 投資証券 | 198,334              | 7,765.37<br>1,540,138,808  | 7,544.50<br>1,496,331,022  | 1.99            |
| 18 | ESSEX PROPERTY TRUST INC     | アメリカ    | 投資証券 | 57,808               | 23,235.30<br>1,343,186,639 | 25,427.29<br>1,469,901,220 | 1.96            |
| 19 | UDR INC                      | アメリカ    | 投資証券 | 360,402              | 3,676.65<br>1,325,072,446  | 4,066.36<br>1,465,524,853  | 1.95            |
| 20 | PARKWAYLIFE REAL ESTATE      | シンガポール  | 投資証券 | 4,528,477            | 313.61<br>1,420,414,502    | 323.58<br>1,465,346,324    | 1.95            |
| 21 | KLEPIERRE                    | フランス    | 投資証券 | 553,055              | 1,696.60<br>938,325,945    | 2,618.13<br>1,447,973,205  | 1.93            |
| 22 | VEREIT INC                   | アメリカ    | 投資証券 | 377,427              | 3,709.04<br>1,399,894,807  | 3,737.24<br>1,410,538,905  | 1.88            |
| 23 | EXTRA SPACE STORAGE INC      | アメリカ    | 投資証券 | 110,391              | 11,657.04<br>1,286,833,401 | 11,835.49<br>1,306,532,062 | 1.74            |



|    | 銘柄名                          | 地域     | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)          | 評価単価<br>時価<br>(円)          | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|------------------------------|--------|------|----------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| 24 | SUN COMMUNITIES INC          | アメリカ   | 投資証券 | 85,181               | 15,158.68<br>1,291,235,138 | 15,021.08<br>1,279,511,433 | 1.70            |
| 25 | INVITATION HOMES INC         | アメリカ   | 投資証券 | 398,505              | 3,020.93<br>1,203,875,859  | 3,030.96<br>1,207,854,628  | 1.61            |
| 26 | ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT | カナダ    | 投資証券 | 384,355              | 3,104.31<br>1,193,159,376  | 2,987.17<br>1,148,134,494  | 1.53            |
| 27 | KEPPEL DC REIT               | シンガポール | 投資証券 | 4,931,141            | 231.69<br>1,142,510,852    | 231.69<br>1,142,510,852    | 1.52            |
| 28 | HOST HOTELS & RESORTS INC    | アメリカ   | 投資証券 | 689,339              | 1,306.73<br>900,806,184    | 1,488.84<br>1,026,315,477  | 1.37            |
| 29 | LAND SECURITIES GROUP PLC    | イギリス   | 投資証券 | 1,050,116            | 860.58<br>903,839,511      | 902.41<br>947,637,280      | 1.26            |
| 30 | ALSTRIA OFFICE REIT-AG       | ドイツ    | 投資証券 | 524,189              | 1,514.47<br>793,902,461    | 1,790.95<br>938,799,854    | 1.25            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 投資証券      | 96.21% |
| 合計        | 96.21% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類     | 地域 | 資産名                 | 買建/<br>売建 | 数量        | 簿価          | 時価          | 投資<br>比率 |
|--------|----|---------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | ユーロ買/円売 2021 年 2 月  | 買建        | 167,465   | 21,232,257  | 21,180,932  | 0.03%    |
|        |    | 米ドル買/円売 2021 年 2 月  | 買建        | 36,157    | 3,769,127   | 3,777,342   | 0.01%    |
|        |    | 米ドル売/円買 2021 年 2 月  | 売建        | 5,203,218 | 542,817,257 | 543,580,225 | △0.72%   |
|        |    | 英ポンド売/円買 2021 年 2 月 | 売建        | 26,313    | 3,769,127   | 3,768,863   | △0.01%   |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注 3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## ダイワＪ－ＲＥＩＴアクティブ・マザーファンド

### (1) 投資状況 (2021 年 1 月 29 日現在)

#### 投資状況

| 投資資産の種類               |      | 時価(円)           | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|-----------------|---------|
| 投資証券                  |      | 97,617,347,100  | 95.95   |
|                       | 内 日本 | 97,617,347,100  | 95.95   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 4,123,485,103   | 4.05    |
| 純資産総額                 |      | 101,740,832,203 | 100.00  |

#### その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類         |      | 時価(円)         | 投資比率(%) |
|-----------------|------|---------------|---------|
| 不動産投信指数先物取引(買建) |      | 2,909,517,000 | 2.86    |
|                 | 内 日本 | 2,909,517,000 | 2.86    |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (2) 投資資産 (2021 年 1 月 29 日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

|   | 銘柄名          | 地域 | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)           | 評価単価<br>時価<br>(円)           | 投資<br>比率<br>(%) |
|---|--------------|----|------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1 | 日本ビルファンド     | 日本 | 投資証券 | 14,894               | 578,327.86<br>8,613,615,218 | 632,000.00<br>9,413,008,000 | 9.25            |
| 2 | ジャパンリアルエステイト | 日本 | 投資証券 | 10,414               | 554,083.17<br>5,770,222,218 | 637,000.00<br>6,633,718,000 | 6.52            |
| 3 | 日本プロロジスリート   | 日本 | 投資証券 | 18,498               | 325,577.16<br>6,022,526,344 | 341,500.00<br>6,317,067,000 | 6.21            |
| 4 | 野村不動産マスターF   | 日本 | 投資証券 | 35,246               | 137,583.99<br>4,849,285,464 | 158,900.00<br>5,600,589,400 | 5.50            |
| 5 | 大和ハウスリート投資法人 | 日本 | 投資証券 | 16,604               | 244,818.52<br>4,064,966,713 | 281,300.00<br>4,670,705,200 | 4.59            |
| 6 | GLP投資法人      | 日本 | 投資証券 | 26,255               | 156,352.43<br>4,105,033,066 | 167,800.00<br>4,405,589,000 | 4.33            |
| 7 | アドバンス・レジデンス  | 日本 | 投資証券 | 12,148               | 304,468.32<br>3,698,681,230 | 310,000.00<br>3,765,880,000 | 3.70            |
| 8 | オリックス不動産投資   | 日本 | 投資証券 | 19,424               | 160,693.68<br>3,121,314,211 | 175,200.00<br>3,403,084,800 | 3.34            |

|    | 銘柄名                     | 地域 | 種類   | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円)           | 評価単価<br>時価<br>(円)           | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-------------------------|----|------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 9  | 日本リートファンド               | 日本 | 投資証券 | 16,493               | 169,515.61<br>2,795,820,960 | 198,000.00<br>3,265,614,000 | 3.21            |
| 10 | ユナイテッド・アーバン投資法人         | 日本 | 投資証券 | 22,598               | 124,766.53<br>2,819,474,205 | 142,300.00<br>3,215,695,400 | 3.16            |
| 11 | 三井不ロジパーク                | 日本 | 投資証券 | 5,757                | 493,894.53<br>2,843,350,827 | 524,000.00<br>3,016,668,000 | 2.97            |
| 12 | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 | 日本 | 投資証券 | 16,490               | 173,700.00<br>2,864,313,000 | 182,100.00<br>3,002,829,000 | 2.95            |
| 13 | ケネディクス・オフィス投資法人         | 日本 | 投資証券 | 4,033                | 641,367.32<br>2,586,634,439 | 675,000.00<br>2,722,275,000 | 2.68            |
| 14 | 産業ファンド                  | 日本 | 投資証券 | 13,468               | 176,464.02<br>2,376,617,618 | 188,200.00<br>2,534,677,600 | 2.49            |
| 15 | 積水ハウス・リート投資             | 日本 | 投資証券 | 31,685               | 74,578.64<br>2,363,024,287  | 75,700.00<br>2,398,554,500  | 2.36            |
| 16 | ラサールロジポート投資             | 日本 | 投資証券 | 14,077               | 159,414.18<br>2,244,073,552 | 164,200.00<br>2,311,443,400 | 2.27            |
| 17 | API投資法人                 | 日本 | 投資証券 | 4,627                | 405,637.06<br>1,876,882,703 | 419,000.00<br>1,938,713,000 | 1.91            |
| 18 | ジャパンエクセレント投資法人          | 日本 | 投資証券 | 15,023               | 124,592.52<br>1,871,753,454 | 127,300.00<br>1,912,427,900 | 1.88            |
| 19 | 日本アコモデーションファンド投資法人      | 日本 | 投資証券 | 3,162                | 561,805.24<br>1,776,428,184 | 576,000.00<br>1,821,312,000 | 1.79            |
| 20 | ヒューリックリート投資法            | 日本 | 投資証券 | 11,045               | 143,996.19<br>1,590,437,934 | 159,000.00<br>1,756,155,000 | 1.73            |
| 21 | 日本リート投資法人               | 日本 | 投資証券 | 4,624                | 358,048.01<br>1,655,614,024 | 372,000.00<br>1,720,128,000 | 1.69            |
| 22 | イオンリート投資                | 日本 | 投資証券 | 11,771               | 123,930.10<br>1,458,781,220 | 138,000.00<br>1,624,398,000 | 1.60            |
| 23 | 三菱地所物流 REIT             | 日本 | 投資証券 | 3,284                | 415,057.76<br>1,363,049,707 | 416,000.00<br>1,366,144,000 | 1.34            |
| 24 | インヴィンシブル投資法人            | 日本 | 投資証券 | 38,863               | 36,808.61<br>1,430,493,129  | 34,850.00<br>1,354,375,550  | 1.33            |
| 25 | 大和証券オフィス投資法人            | 日本 | 投資証券 | 1,950                | 630,000.00<br>1,228,500,000 | 677,000.00<br>1,320,150,000 | 1.30            |
| 26 | 日本プライムリアルティ             | 日本 | 投資証券 | 3,545                | 308,897.05<br>1,095,040,121 | 369,500.00<br>1,309,877,500 | 1.29            |
| 27 | 森ヒルズリート                 | 日本 | 投資証券 | 8,527                | 132,066.89<br>1,126,134,421 | 145,800.00<br>1,243,236,600 | 1.22            |
| 28 | CRE ロジスティクスファンド         | 日本 | 投資証券 | 8,075                | 147,859.09<br>1,193,962,184 | 153,100.00<br>1,236,282,500 | 1.22            |
| 29 | 東急リアル・エステート             | 日本 | 投資証券 | 7,411                | 151,355.40<br>1,121,694,921 | 165,500.00<br>1,226,520,500 | 1.21            |
| 30 | 阪急阪神リート投資法人             | 日本 | 投資証券 | 8,237                | 123,746.28<br>1,019,298,133 | 127,300.00<br>1,048,570,100 | 1.03            |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率   |
|-----------|--------|
| 投資証券      | 95.95% |
| 合計        | 95.95% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類          | 地域 | 資産名                     | 買建/<br>売建 | 数量    | 簿価            | 時価            | 投資<br>比率 |
|-------------|----|-------------------------|-----------|-------|---------------|---------------|----------|
| 不動産投信指数先物取引 | 日本 | 東証 REIT 指数先物 2021 年 3 月 | 買建        | 1,586 | 2,673,066,460 | 2,909,517,000 | 2.86%    |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(参考情報) 運用実績

●『しがぎん』SRI 三資産バランス・オープン (奇数月分配型)

2021年1月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,508円 |
| 純資産総額 | 75百万円   |

| 基準価額の騰落率 |       |
|----------|-------|
| 期間       | ファンド  |
| 1カ月間     | 0.5%  |
| 3カ月間     | 10.5% |
| 6カ月間     | 12.6% |
| 1年間      | 9.6%  |
| 3年間      | 9.4%  |
| 5年間      | 26.3% |
| 設定来      | 51.0% |



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

| 決算期 | 直近1年間分配金合計額: 500円 |       |       |       |        |       | 設定来分配金合計額: 3,080円 |       |       |       |        |       |
|-----|-------------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------------------|-------|-------|-------|--------|-------|
|     | 第75期              | 第76期  | 第77期  | 第78期  | 第79期   | 第80期  | 第81期              | 第82期  | 第83期  | 第84期  | 第85期   | 第86期  |
|     | 19年3月             | 19年5月 | 19年7月 | 19年9月 | 19年11月 | 20年1月 | 20年3月             | 20年5月 | 20年7月 | 20年9月 | 20年11月 | 21年1月 |
| 分配金 | 20円               | 20円   | 20円   | 20円   | 20円    | 20円   | 20円               | 20円   | 20円   | 20円   | 20円    | 400円  |

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       |      |       | 銘柄数        |        | 比率        |        | 通貨別構成     |                    | 比率 |         | 債券ポートフォリオ特性値 |  | 組入上位銘柄 |  | 業種・用途名 |  | 比率 |  |
|-------------|------|-------|------------|--------|-----------|--------|-----------|--------------------|----|---------|--------------|--|--------|--|--------|--|----|--|
| 国内株式        | 38   | 42.2% | 日本円        | 51.4%  | 直接利回り(%)  | 2.0    | 株式<br>リート | 東京エレクトロン           |    | 電気機器    | 2.6%         |  |        |  |        |  |    |  |
| 外国債券        | 34   | 38.4% | 米ドル        | 13.8%  | 最終利回り(%)  | 0.4    |           | ディスコ               |    | 機械      | 1.9%         |  |        |  |        |  |    |  |
| 外国リート       | 69   | 9.4%  | ユーロ        | 11.2%  | 修正デュレーション | 7.8    |           | 任天堂                |    | その他製品   | 1.8%         |  |        |  |        |  |    |  |
| 国内リート・先物    | 52   | 4.9%  | 豪ドル        | 6.2%   | 残存年数      | 9.2    |           | SMC                |    | 機械      | 1.6%         |  |        |  |        |  |    |  |
|             |      |       | 英ポンド       | 5.9%   | 債券格付別構成   | 比率     |           | 旭化成                |    | 化学      | 1.6%         |  |        |  |        |  |    |  |
|             |      |       | カナダ・ドル     | 5.0%   | AAA       | 75.2%  |           | 日本ビルファンド           |    | オフィス不動産 | 0.5%         |  |        |  |        |  |    |  |
|             |      |       | ポーランド・ズロチ  | 2.7%   | AA        | 17.8%  |           | GOODMAN GROUP      |    | 産業施設    | 0.4%         |  |        |  |        |  |    |  |
|             |      |       | デンマーク・クローネ | 1.3%   | A         | 7.0%   |           | CHARTER HALL GROUP |    | 各種不動産   | 0.3%         |  |        |  |        |  |    |  |
|             |      |       | シンガポール・ドル  | 0.8%   | BBB       | -      |           | MIRVAC GROUP       |    | 各種不動産   | 0.3%         |  |        |  |        |  |    |  |
| コール・ローン、その他 | 5.4% | その他   | 1.6%       | BB     | -         | -      |           | PUBLIC STORAGE     |    | 貸倉庫     | 0.3%         |  |        |  |        |  |    |  |
| 合計          | 193  | -     | 合計         | 100.0% | 合計        | 100.0% | 合計        |                    |    |         | 11.3%        |  |        |  |        |  |    |  |

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

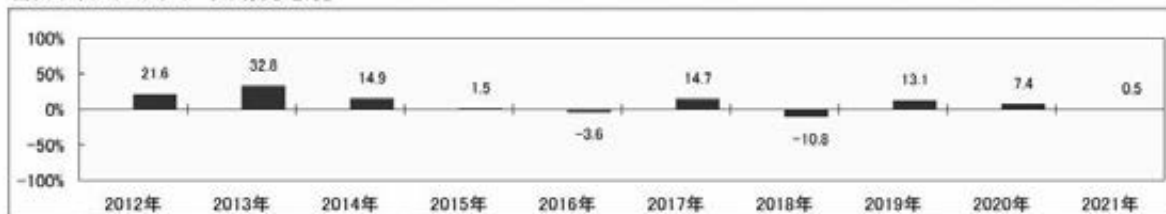
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

※業種・用途名について、株式は東証33業種分類、国内リートは世界産業分類基準(GICS)、外国リートはS&P Global Property Indexの分類を原則としています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計額を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2021年は1月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社の一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはICEフューチャーズ・ヨーロッパのいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。  
解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。  
解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注 1、注 2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （注 1）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 「(FOfs 専用) ダイワ S R I ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券：計算日の前営業日の基準価額で評価します。
- ・ マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

##### （注 2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・ 海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  2. 価格情報会社の提供する価額

なお、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 保管

該当事項はありません。

## (3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 計算期間

毎年 1 月 16 日から 3 月 15 日まで、3 月 16 日から 5 月 15 日まで、5 月 16 日から 7 月 15 日まで、7 月 16 日から 9 月 15 日まで、9 月 16 日から 11 月 15 日まで、および 11 月 16 日から翌年 1 月 15 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、2006 年 9 月 27 日から 2006 年 11 月 15 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) その他

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 10 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付し



たときは、原則として、公告を行ないません。

6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

## ③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## ④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 4 項に定める運用報告書)を毎年 1 月および 7 月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として信託終了日から起算して 5 営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2020年7月16日から2021年1月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員      公認会計士      深井 康治      印

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員      公認会計士      小林 英之      印

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている『しがぎん』SR I 三資産バランス・オープン（奇数月分配型）の2020年7月16日から2021年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、『しがぎん』SR I 三資産バランス・オープン（奇数月分配型）の2021年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 1 財務諸表

## 『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン（奇数月分配型）

### (1) 貸借対照表

|                    | 前 期<br>2020 年 7 月 15 日現在<br>金 額 (円) | 当 期<br>2021 年 1 月 15 日現在<br>金 額 (円) |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 資産の部               |                                     |                                     |
| 流動資産               |                                     |                                     |
| コール・ローン            | 1,464,731                           | 4,043,426                           |
| 投資信託受益証券           | 39,115,750                          | 34,423,786                          |
| 親投資信託受益証券          | 46,858,235                          | 40,077,227                          |
| 流動資産合計             | 87,438,716                          | 78,544,439                          |
| 資産合計               | 87,438,716                          | 78,544,439                          |
| 負債の部               |                                     |                                     |
| 流動負債               |                                     |                                     |
| 未払収益分配金            | 180,004                             | 2,851,297                           |
| 未払受託者報酬            | 7,918                               | 7,030                               |
| 未払委託者報酬            | 150,669                             | 133,885                             |
| その他未払費用            | 3,461                               | 3,239                               |
| 流動負債合計             | 342,052                             | 2,995,451                           |
| 負債合計               | 342,052                             | 2,995,451                           |
| 純資産の部              |                                     |                                     |
| 元本等                |                                     |                                     |
| 元本 ※1              | 90,002,238                          | 71,282,429                          |
| 剰余金                |                                     |                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2 | △2,905,574                          | 4,266,559                           |
| （分配準備積立金）          | 4,496,415                           | 4,782,117                           |
| 元本等合計              | 87,096,664                          | 75,548,988                          |
| 純資産合計              | 87,096,664                          | 75,548,988                          |
| 負債純資産合計            | 87,438,716                          | 78,544,439                          |

## (2) 損益及び剰余金計算書

|                             | 前 期<br>自 2020 年 1 月 16 日<br>至 2020 年 7 月 15 日 | 当 期<br>自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                             | 金 額 (円)                                       | 金 額 (円)                                       |
| 営業収益                        |                                               |                                               |
| 受取配当金                       | —                                             | 268,859                                       |
| 受取利息                        | 2                                             | 1                                             |
| 有価証券売買等損益                   | △4,095,412                                    | 10,527,028                                    |
| 営業収益合計                      | △4,095,410                                    | 10,795,888                                    |
| 営業費用                        |                                               |                                               |
| 支払利息                        | 103                                           | 92                                            |
| 受託者報酬                       | 23,655                                        | 22,045                                        |
| 委託者報酬 ※1                    | 450,183                                       | 419,783                                       |
| その他費用                       | 3,462                                         | 3,240                                         |
| 営業費用合計                      | 477,403                                       | 445,160                                       |
| 営業利益又は営業損失 (△)              | △4,572,813                                    | 10,350,728                                    |
| 経常利益又は経常損失 (△)              | △4,572,813                                    | 10,350,728                                    |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)            | △4,572,813                                    | 10,350,728                                    |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額          | 123,488                                       | 161,524                                       |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)            | 1,873,138                                     | △2,905,574                                    |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額              | 480,910                                       | 148,258                                       |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額 | 480,910                                       | 148,258                                       |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額              | 14,890                                        | 732                                           |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額 | 14,890                                        | 732                                           |
| 分配金 ※2                      | 548,431                                       | 3,164,597                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)            | △2,905,574                                    | 4,266,559                                     |

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                | 当 期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|                    | 自 2020 年 7 月 16 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 至 2021 年 1 月 15 日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |                   |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |                   |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                 | 前 期                                                   | 当 期               |
|---------------------|-------------------------------------------------------|-------------------|
|                     | 2020 年 7 月 15 日現在                                     | 2021 年 1 月 15 日現在 |
| 1. ※1 期首元本額         | 94,077,750 円                                          | 90,002,238 円      |
| 期中追加設定元本額           | 158,308 円                                             | 97,638 円          |
| 期中一部解約元本額           | 4,233,820 円                                           | 18,817,447 円      |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 90,002,238 口                                          | 71,282,429 口      |
| 3. ※2 元本の欠損         | <p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,905,574 円であります。</p> |                   |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分                                                 | 前 期                                    | 当 期                                    |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|                                                     | 自 2020 年 1 月 16 日<br>至 2020 年 7 月 15 日 | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日 |
| 1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用 | 22,000 円                               | 19,954 円                               |



|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2. ※2 分配金の計算過程 | <p>(自 2020 年 1 月 16 日 至 2020 年 3 月 16 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (45,606 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,280,465 円) 及び分配準備積立金 (4,817,193 円) より分配対象額は 6,143,264 円 (1 万口当たり 658.37 円) であり、うち 186,619 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>  | <p>(自 2020 年 7 月 16 日 至 2020 年 9 月 15 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (167,912 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,114,872 円) 及び分配準備積立金 (4,030,711 円) より分配対象額は 5,313,495 円 (1 万口当たり 658.25 円) であり、うち 161,443 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p>  |
|                | <p>(自 2020 年 3 月 17 日 至 2020 年 5 月 15 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (164,771 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,250,696 円) 及び分配準備積立金 (4,552,421 円) より分配対象額は 5,967,888 円 (1 万口当たり 656.50 円) であり、うち 181,808 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> | <p>(自 2020 年 9 月 16 日 至 2020 年 11 月 16 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (152,168 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,050,079 円) 及び分配準備積立金 (3,796,094 円) より分配対象額は 4,998,341 円 (1 万口当たり 658.29 円) であり、うち 151,857 円 (1 万口当たり 20 円) を分配金額としております。</p> |
|                | <p>(自 2020 年 5 月 16 日 至 2020 年 7 月 15 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (188,486 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,240,749 円) 及び分配準備積立金 (4,487,933 円) より分配対象額は 5,917,168 円 (1 万口当たり 657.45 円) であり、うち 180,004 円 (1 万口当たり 20 円) を分配</p>           | <p>(自 2020 年 11 月 17 日 至 2021 年 1 月 15 日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (397,974 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (3,672,408 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (986,892 円) 及び分配準備積立金 (3,563,032 円) より分配対象額は 8,620,306 円 (1 万口当たり 1,209.32 円) であり、うち 2,851,297 円 (1 万口当たり</p>           |

|  |            |                      |
|--|------------|----------------------|
|  | 金額としております。 | 400 円) を分配金額としております。 |
|--|------------|----------------------|

(金融商品に関する注記)

# I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                        | 当 期                                                                                                                                                                          |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                                                                                                                                       |
| 1. 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                                                   |
| 2. 金融商品の内容及びリスク            | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                   |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。                                                       |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 当 期                                                                                                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 2021 年 1 月 15 日現在                                                                                                               |
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                     |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | (1) 有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類       | 前 期<br>2020 年 7 月 15 日現在    | 当 期<br>2021 年 1 月 15 日現在    |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|
|           | 最終の計算期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) | 最終の計算期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券  | 3,669,814                   | 3,589,098                   |
| 親投資信託受益証券 | 3,150,666                   | 840,570                     |
| 合計        | 6,820,480                   | 4,429,668                   |

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期<br>2020 年 7 月 15 日現在 | 当 期<br>2021 年 1 月 15 日現在 |
|--------------------------|--------------------------|
| 該当事項はありません。              | 該当事項はありません。              |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 当 期<br>自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                     |
|-------------------------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

(1 口当たり情報)

|                             | 前 期<br>2020 年 7 月 15 日現在 | 当 期<br>2021 年 1 月 15 日現在 |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 口当たり純資産額<br>(1 万口当たり純資産額) | 0.9677 円<br>(9,677 円)    | 1.0599 円<br>(10,599 円)   |

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

| 種 類       | 銘 柄                                | 券面総額       | 評価額<br>(円) | 備考 |
|-----------|------------------------------------|------------|------------|----|
| 投資信託受益証券  | (FOfs 専用) ダイワSR I ファンド (適格機関投資家専用) | 23,215,394 | 34,423,786 |    |
| 投資信託受益証券  | 合計                                 |            | 34,423,786 |    |
| 親投資信託受益証券 | ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド                 | 15,858,903 | 29,291,393 |    |
|           | ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド              | 2,722,660  | 7,285,565  |    |
|           | ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド             | 1,209,701  | 3,500,269  |    |
| 親投資信託受益証券 | 合計                                 |            | 40,077,227 |    |
| 合計        |                                    |            | 74,501,013 |    |

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「(FOFs 専用)ダイワSRIファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券及び「ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

## 「(FOFs 専用) ダイワ SRI ファンド (適格機関投資家専用)」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は 6 か月であるため、財務諸表は 6 か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、第 28 期計算期間(2020 年 5 月 20 日から 2020 年 11 月 19 日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

財務諸表

(F0Fs 専用) ダイワ S R I ファンド (適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

|                  | 第 27 期<br>2020 年 5 月 19 日現在<br>金 額 (円) | 第 28 期<br>2020 年 11 月 19 日現在<br>金 額 (円) |
|------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 資産の部             |                                        |                                         |
| 流動資産             |                                        |                                         |
| コール・ローン          | 202,517                                | 193,630                                 |
| 親投資信託受益証券        | 37,285,278                             | 36,025,838                              |
| 未収入金             | 7,200                                  | —                                       |
| 流動資産合計           | 37,494,995                             | 36,219,468                              |
| 資産合計             | 37,494,995                             | 36,219,468                              |
| 負債の部             |                                        |                                         |
| 流動負債             |                                        |                                         |
| 未払収益分配金          | —                                      | 268,859                                 |
| 未払受託者報酬          | 13,035                                 | 12,327                                  |
| 未払委託者報酬          | 159,051                                | 150,522                                 |
| その他未払費用          | 1,003                                  | 935                                     |
| 流動負債合計           | 173,089                                | 432,643                                 |
| 負債合計             | 173,089                                | 432,643                                 |
| 純資産の部            |                                        |                                         |
| 元本等              |                                        |                                         |
| 元本 ※1            | 34,257,812                             | 26,885,905                              |
| 剰余金              |                                        |                                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 3,064,094                              | 8,900,920                               |
| (分配準備積立金)        | 10,592,397                             | 10,001,291                              |
| 元本等合計            | 37,321,906                             | 35,786,825                              |
| 純資産合計            | 37,321,906                             | 35,786,825                              |
| 負債純資産合計          | 37,494,995                             | 36,219,468                              |

## (2) 損益及び剰余金計算書

|                                                | 第27期<br>自 2019年11月20日<br>至 2020年5月19日 | 第28期<br>自 2020年5月20日<br>至 2020年11月19日 |
|------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|                                                | 金 額 (円)                               | 金 額 (円)                               |
| 営業収益                                           |                                       |                                       |
| 有価証券売買等損益                                      | △4,381,947                            | 7,697,560                             |
| 営業収益合計                                         | △4,381,947                            | 7,697,560                             |
| 営業費用                                           |                                       |                                       |
| 受託者報酬                                          | 13,035                                | 12,327                                |
| 委託者報酬                                          | 159,051                               | 150,522                               |
| その他費用                                          | 1,004                                 | 935                                   |
| 営業費用合計                                         | 173,090                               | 163,784                               |
| 営業利益又は営業損失 (△)                                 | △4,555,037                            | 7,533,776                             |
| 経常利益又は経常損失 (△)                                 | △4,555,037                            | 7,533,776                             |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                               | △4,555,037                            | 7,533,776                             |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は<br>一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△) | △790,857                              | 768,727                               |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                               | 8,067,656                             | 3,064,094                             |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                 | 1,239,382                             | 659,364                               |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                    | 1,236,820                             | 659,364                               |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                    | 2,562                                 | —                                     |
| 分配金 ※1                                         | —                                     | 268,859                               |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                               | 3,064,094                             | 8,900,920                             |



### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分             | 第 28 期<br>自 2020 年 5 月 20 日<br>至 2020 年 11 月 19 日                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br><br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                 | 第 27 期<br>2020 年 5 月 19 日現在 | 第 28 期<br>2020 年 11 月 19 日現在 |
|---------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1. ※1 期首元本額         | 35,809,284 円                | 34,257,812 円                 |
| 期中追加設定元本額           | 4,402,562 円                 | — 円                          |
| 期中一部解約元本額           | 5,954,034 円                 | 7,371,907 円                  |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 34,257,812 口                | 26,885,905 口                 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分         | 第 27 期<br>自 2019 年 11 月 20 日<br>至 2020 年 5 月 19 日                                                                                                                                                                             | 第 28 期<br>自 2020 年 5 月 20 日<br>至 2020 年 11 月 19 日                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (271,100 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,712,108 円) 及び分配準備積立金 (10,321,297 円) より分配対象額は 14,304,505 円 (1 万口当たり 4,175.55 円) であり、分配を行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (257,215 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (1,699,919 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2,913,298 円) 及び分配準備積立金 (8,313,016 円) より分配対象額は 13,183,448 円 (1 万口当たり 4,903.48 円) であり、うち 268,859 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。 |

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分                            | 第 28 期                                                                                                                                              |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | 自 2020 年 5 月 20 日<br>至 2020 年 11 月 19 日                                                                                                             |
| 1. 金融商品に対する取組方針                | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                      |
| 2. 金融商品の内容及びリスク                | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制              | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                          |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。                              |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                          | 第 28 期                                                                                                                          |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 2020 年 11 月 19 日現在                                                                                                              |
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表<br>計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                     |
| 2. 金融商品の時価の算定方法              | (1) 有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種 類       | 第 27 期                   | 第 28 期                   |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
|           | 2020 年 5 月 19 日現在        | 2020 年 11 月 19 日現在       |
|           | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額（円） |
| 親投資信託受益証券 | △3,598,304               | 6,894,057                |
| 合計        | △3,598,304               | 6,894,057                |

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 第 27 期<br>2020 年 5 月 19 日現在 | 第 28 期<br>2020 年 11 月 19 日現在 |
|-----------------------------|------------------------------|
| 該当事項はありません。                 | 該当事項はありません。                  |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第 28 期<br>自 2020 年 5 月 20 日<br>至 2020 年 11 月 19 日                 |
|-------------------------------------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

(1 口当たり情報)

|                             | 第 27 期<br>2020 年 5 月 19 日現在 | 第 28 期<br>2020 年 11 月 19 日現在 |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 口当たり純資産額<br>(1 万口当たり純資産額) | 1.0894 円<br>(10,894 円)      | 1.3311 円<br>(13,311 円)       |

#### (4) 附属明細表

##### 第 1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

| 種 類          | 銘 柄               | 券面総額       | 評価額<br>(円) | 備考 |
|--------------|-------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券    | ダイワ S R I マザーファンド | 14,578,277 | 36,025,838 |    |
| 親投資信託受益証券 合計 |                   |            | 36,025,838 |    |
| 合計           |                   |            | 36,025,838 |    |

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 〈参考情報〉

当ファンドは、「ダイワSR I マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

### 「ダイワSR I マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

|                  | 2020年5月19日現在 | 2020年11月19日現在 |
|------------------|--------------|---------------|
|                  | 金 額 (円)      | 金 額 (円)       |
| 資産の部             |              |               |
| 流動資産             |              |               |
| コール・ローン          | 21,846,283   | 10,045,636    |
| 株式               | 638,020,400  | 781,271,700   |
| 未収入金             | —            | 9,685,411     |
| 未収配当金            | 5,847,800    | 5,729,850     |
| 流動資産合計           | 665,714,483  | 806,732,597   |
| 資産合計             | 665,714,483  | 806,732,597   |
| 負債の部             |              |               |
| 流動負債             |              |               |
| 未払解約金            | 7,200        | 2,063,000     |
| 流動負債合計           | 7,200        | 2,063,000     |
| 負債合計             | 7,200        | 2,063,000     |
| 純資産の部            |              |               |
| 元本等              |              |               |
| 元本 ※1            | 333,143,921  | 325,615,631   |
| 剰余金              |              |               |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 332,563,362  | 479,053,966   |
| 元本等合計            | 665,707,283  | 804,669,597   |
| 純資産合計            | 665,707,283  | 804,669,597   |
| 負債純資産合計          | 665,714,483  | 806,732,597   |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                | 自 2020 年 5 月 20 日<br>至 2020 年 11 月 19 日                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br><br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。<br>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | 受取配当金<br>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                                      | 2020 年 5 月 19 日現在 | 2020 年 11 月 19 日現在 |
|------------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 1. ※1 期首                                 | 2019 年 11 月 20 日  | 2020 年 5 月 20 日    |
| 期首元本額                                    | 331,170,816 円     | 333,143,921 円      |
| 期中追加設定元本額                                | 27,960,738 円      | 20,691,759 円       |
| 期中一部解約元本額                                | 25,987,633 円      | 28,220,049 円       |
| 期末元本額の内訳<br>ファンド名                        |                   |                    |
| (FOFs 専用) ダイワ S R I フ<br>ァンド (適格機関投資家専用) | 18,658,499 円      | 14,578,277 円       |
| DC・ダイワ S R I フォンド                        | 314,485,422 円     | 311,037,354 円      |
| 計                                        | 333,143,921 円     | 325,615,631 円      |
| 2. 期末日における受益権の総数                         | 333,143,921 口     | 325,615,631 口      |

(金融商品に関する注記)

### I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分             | 自 2020 年 5 月 20 日<br>至 2020 年 11 月 19 日                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |

|                            |                                                                                                                        |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                             |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 2020年11月19日現在                                                                                                                            |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                              |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | <p>(1) 有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br/>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 2020年5月19日現在        | 2020年11月19日現在       |
|-----|---------------------|---------------------|
|     | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 当期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 株式  | 18,313,775          | 124,938,087         |
| 合計  | 18,313,775          | 124,938,087         |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2019年5月21日から2020年5月19日まで、及び2020年5月20日から2020年11月19日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 2020年5月19日現在 | 2020年11月19日現在 |
|--------------|---------------|
| 該当事項はありません。  | 該当事項はありません。   |

(1口当たり情報)

|              | 2020年5月19日現在 | 2020年11月19日現在 |
|--------------|--------------|---------------|
| 1口当たり純資産額    | 1.9983円      | 2.4712円       |
| (1万口当たり純資産額) | (19,983円)    | (24,712円)     |

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

| 銘柄             | 株式数    | 評価額 (円)   |             | 備考 |
|----------------|--------|-----------|-------------|----|
|                |        | 単価        | 金額          |    |
| エムスリー          | 1,400  | 8,139.00  | 11,394,600  |    |
| MonotaRO       | 1,800  | 5,660.00  | 10,188,000  |    |
| 旭化成            | 35,000 | 988.80    | 34,608,000  |    |
| GMOペイメントゲートウェイ | 800    | 13,110.00 | 10,488,000  |    |
| 信越化学           | 1,700  | 15,065.00 | 25,610,500  |    |
| 協和キリン          | 2,800  | 2,753.00  | 7,708,400   |    |
| 積水化学           | 19,900 | 1,732.00  | 34,466,800  |    |
| 野村総合研究所        | 3,100  | 3,440.00  | 10,664,000  |    |
| 花王             | 2,600  | 7,860.00  | 20,436,000  |    |
| テルモ            | 4,800  | 4,243.00  | 20,366,400  |    |
| 第一三共           | 5,500  | 3,600.00  | 19,800,000  |    |
| オリエンタルランド      | 2,000  | 17,570.00 | 35,140,000  |    |
| Zホールディングス      | 14,000 | 613.10    | 8,583,400   |    |
| 住友電工           | 6,700  | 1,242.50  | 8,324,750   |    |
| リクルートホールディングス  | 5,000  | 4,474.00  | 22,370,000  |    |
| ディスコ           | 1,100  | 30,150.00 | 33,165,000  |    |
| SMC            | 400    | 60,580.00 | 24,232,000  |    |
| ダイキン工業         | 1,400  | 23,845.00 | 33,383,000  |    |
| ダイフク           | 2,100  | 11,440.00 | 24,024,000  |    |
| 日本電産           | 3,100  | 11,350.00 | 35,185,000  |    |
| ソニー            | 2,500  | 9,249.00  | 23,122,500  |    |
| TDK            | 1,300  | 13,620.00 | 17,706,000  |    |
| ヒロセ電機          | 1,500  | 14,360.00 | 21,540,000  |    |
| キーエンス          | 500    | 52,310.00 | 26,155,000  |    |
| 村田製作所          | 2,300  | 8,161.00  | 18,770,300  |    |
| トヨタ自動車         | 2,200  | 7,301.00  | 16,062,200  |    |
| HOYA           | 2,000  | 12,485.00 | 24,970,000  |    |
| バンダイナムコHLDGS   | 1,300  | 9,151.00  | 11,896,300  |    |
| 任天堂            | 300    | 54,420.00 | 16,326,000  |    |
| 東京エレクトロン       | 1,000  | 31,800.00 | 31,800,000  |    |
| 日本ユニシス         | 7,700  | 3,585.00  | 27,604,500  |    |
| ユニ・チャーム        | 1,700  | 5,158.00  | 8,768,600   |    |
| 三菱UFJフィナンシャルG  | 43,000 | 461.10    | 19,827,300  |    |
| 東京海上HD         | 3,000  | 5,594.00  | 16,782,000  |    |
| 三井不動産          | 12,100 | 2,181.50  | 26,396,150  |    |
| 光通信            | 600    | 23,970.00 | 14,382,000  |    |
| NTTデータ         | 9,000  | 1,375.00  | 12,375,000  |    |
| ファーストリテイリング    | 200    | 83,250.00 | 16,650,000  |    |
| 合計             |        |           | 781,271,700 |    |

- (2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。



「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

|                  | 2020年7月15日現在   | 2021年1月15日現在   |
|------------------|----------------|----------------|
|                  | 金 額 (円)        | 金 額 (円)        |
| 資産の部             |                |                |
| 流動資産             |                |                |
| 預金               | 72,909,102     | 102,490,404    |
| コール・ローン          | 15,480,521     | 31,577,012     |
| 国債証券             | 21,399,061,860 | 19,985,714,254 |
| 特殊債券             | 987,215,935    | 1,026,715,165  |
| 派生商品評価勘定         | 25,927,058     | —              |
| 未収入金             | —              | 983,962,104    |
| 未収利息             | 129,454,616    | 153,895,195    |
| 前払費用             | 3,871,681      | 128,656        |
| その他未収収益          | —              | 37,382         |
| 差入委託証拠金          | 124,762,520    | 124,448,854    |
| 流動資産合計           | 22,758,683,293 | 22,408,969,026 |
| 資産合計             | 22,758,683,293 | 22,408,969,026 |
| 負債の部             |                |                |
| 流動負債             |                |                |
| 派生商品評価勘定         | 7,572,316      | 594,685        |
| 未払金              | —              | 1,009,935,979  |
| 未払解約金            | 20,461,816     | 18,748,813     |
| その他未払費用          | 5,940          | —              |
| 流動負債合計           | 28,040,072     | 1,029,279,477  |
| 負債合計             | 28,040,072     | 1,029,279,477  |
| 純資産の部            |                |                |
| 元本等              |                |                |
| 元本 ※1            | 12,629,726,020 | 11,575,601,804 |
| 剰余金              |                |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 10,100,917,201 | 9,804,087,745  |
| 元本等合計            | 22,730,643,221 | 21,379,689,549 |
| 純資産合計            | 22,730,643,221 | 21,379,689,549 |
| 負債純資産合計          | 22,758,683,293 | 22,408,969,026 |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                        | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>国債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。<br/>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>                                                          |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法     | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>                                                                                                                                                |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                               | 2020 年 7 月 15 日現在 | 2021 年 1 月 15 日現在 |
|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 1. ※1 期首                          | 2020 年 1 月 16 日   | 2020 年 7 月 16 日   |
| 期首元本額                             | 14,575,798,207 円  | 12,629,726,020 円  |
| 期中追加設定元本額                         | 156,531,215 円     | 141,152,155 円     |
| 期中一部解約元本額                         | 2,102,603,402 円   | 1,195,276,371 円   |
| 期末元本額の内訳                          |                   |                   |
| ファンド名                             |                   |                   |
| ダイワ FOFs 用外債ソブリン・オープン (適格機関投資家専用) | 1,358,798,707 円   | 1,340,200,263 円   |

|                               |                  |                  |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| ダイワ外債ソブリン・オープン（毎月分配型）         | 771,009,060 円    | 704,539,984 円    |
| ダイワ・バランス3資産（外債・海外リート・好配当日本株）  | 38,463,986 円     | 38,578,190 円     |
| 安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）           | 143,520,579 円    | 138,564,092 円    |
| インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）         | 248,847,694 円    | 240,640,088 円    |
| 成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）           | 342,903,259 円    | 348,891,326 円    |
| 京都応援バランスファンド（隔月分配型）           | 177,395,698 円    | 176,525,849 円    |
| 6資産バランスファンド（分配型）              | 862,575,493 円    | 864,180,617 円    |
| 6資産バランスファンド（成長型）              | 86,067,233 円     | 98,516,846 円     |
| ダイワ海外ソブリン・ファンド（毎月分配型）         | 5,626,391,705 円  | 4,928,073,980 円  |
| 世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）          | 51,359,696 円     | 51,889,173 円     |
| ダイワ外債ソブリン・ファンド（毎月分配型）         | 216,170,686 円    | 191,625,015 円    |
| 兵庫応援バランスファンド（毎月分配型）           | 798,624,822 円    | 725,417,918 円    |
| 『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン（奇数月分配型） | 18,919,916 円     | 15,858,903 円     |
| ダイワ・株／債券／コモディティ・バランスファンド      | 188,988,072 円    | 186,763,067 円    |
| ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）       | 803,177,260 円    | 768,754,803 円    |
| ダイワ海外ソブリン・ファンド（1年決算型）         | 13,164,639 円     | 19,045,088 円     |
| 四国アライアンス 地域創生ファンド（年1回決算型）     | 648,604,816 円    | 556,687,531 円    |
| 四国アライアンス 地域創生ファンド（年2回決算型）     | 234,742,699 円    | 180,849,071 円    |
| 計                             | 12,629,726,020 円 | 11,575,601,804 円 |
| 2. 期末日における受益権の総数              | 12,629,726,020 口 | 11,575,601,804 口 |

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分             | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取               |

|                            |                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | <p>引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>             |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                                      |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 2021 年 1 月 15 日現在                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                                               |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | <p>(1) 有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br/>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類  | 2020 年 7 月 15 日現在  | 2021 年 1 月 15 日現在  |
|------|--------------------|--------------------|
|      | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 249,532,181        | △199,653,803       |
| 特殊債券 | 17,940,467         | △5,285,651         |
| 合計   | 267,472,648        | △204,939,454       |

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020 年 4 月 11 日から 2020 年 7 月 15 日まで、及び 2020 年 10 月 13 日から 2021 年 1 月 15 日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種 類             | 2020 年 7 月 15 日 現在 |           |                |             | 2021 年 1 月 15 日 現在 |           |             |             |
|-----------------|--------------------|-----------|----------------|-------------|--------------------|-----------|-------------|-------------|
|                 | 契約額等<br>(円)        | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)      | 評価損益<br>(円) | 契約額等<br>(円)        | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)   | 評価損益<br>(円) |
| 市場取引以外の<br>取引   |                    |           |                |             |                    |           |             |             |
| 為替予約取引          |                    |           |                |             |                    |           |             |             |
| 売 建             | 6,865,730,017      | —         | 6,861,227,065  | 4,502,952   | 126,710,251        | —         | 126,844,685 | △134,434    |
| アメリカ・ドル         | —                  | —         | —              | —           | 126,710,251        | —         | 126,844,685 | △134,434    |
| オーストラリア<br>・ドル  | 1,990,458,617      | —         | 1,990,228,590  | 230,027     | —                  | —         | —           | —           |
| カナダ・ドル          | 3,984,204,398      | —         | 3,973,735,371  | 10,469,027  | —                  | —         | —           | —           |
| スウェーデン・<br>クローナ | 582,459,631        | —         | 588,460,924    | △6,001,293  | —                  | —         | —           | —           |
| ノルウェー・ク<br>ローネ  | 293,376,000        | —         | 293,376,000    | 0           | —                  | —         | —           | —           |
| ユーロ             | 15,231,371         | —         | 15,426,180     | △194,809    | —                  | —         | —           | —           |
| 買 建             | 6,827,143,113      | —         | 6,840,994,903  | 13,851,790  | 126,710,251        | —         | 126,250,000 | △460,251    |
| オーストラリア<br>・ドル  | 3,964,337,482      | —         | 3,973,410,000  | 9,072,518   | —                  | —         | —           | —           |
| カナダ・ドル          | 1,986,970,000      | —         | 1,987,621,404  | 651,404     | —                  | —         | —           | —           |
| スウェーデン・<br>クローナ | 293,376,000        | —         | 293,211,499    | △164,501    | —                  | —         | —           | —           |
| ノルウェー・ク<br>ローネ  | 582,459,631        | —         | 586,752,000    | 4,292,369   | —                  | —         | —           | —           |
| ユーロ             | —                  | —         | —              | —           | 126,710,251        | —         | 126,250,000 | △460,251    |
| 合計              | 13,692,873,130     | —         | 13,702,221,968 | 18,354,742  | 253,420,502        | —         | 253,094,685 | △594,685    |

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (1 口当たり情報)

|                             | 2020 年 7 月 15 日現在      | 2021 年 1 月 15 日現在      |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 口当たり純資産額<br>(1 万口当たり純資産額) | 1.7998 円<br>(17,998 円) | 1.8470 円<br>(18,470 円) |

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

| 種 類  | 通 貨           | 銘 柄                                              | 券面総額           | 評価額                                             | 備考 |
|------|---------------|--------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------|----|
| 国債証券 | アメリカ・ドル       | 2.25% United States Treasury Note/Bond 20251115  | 7,296,700.000  | 7,919,765.210                                   |    |
|      |               | 1.625% United States Treasury Note/Bond 20260215 | 8,689,700.000  | 9,181,884.600                                   |    |
|      |               | 2.5% United States Treasury Note/Bond 20460215   | 11,791,400.000 | 13,475,329.830                                  |    |
|      |               | 1.375% United States Treasury Note/Bond 20210430 | 7,542,800.000  | 7,572,216.920                                   |    |
|      |               | 2.375% United States Treasury Note/Bond 20240229 | 8,000,000.000  | 8,533,120.000                                   |    |
|      |               | 0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115 | 412,100.000    | 402,341.470                                     |    |
|      | アメリカ・ドル 小計    |                                                  |                | アメリカ・ドル<br>47,084,658.030<br>(4,889,270,890)    |    |
|      | イギリス・ポンド      | 1.5% United Kingdom Gilt 20260722                | 4,500,000.000  | 4,870,395.000                                   |    |
|      |               | 1.625% United Kingdom Gilt 20281022              | 3,200,000.000  | 3,566,720.000                                   |    |
|      |               | 0.25% United Kingdom Gilt 20310731               | 3,095,700.000  | 3,060,470.930                                   |    |
|      |               | 5% United Kingdom Gilt 20250307                  | 4,615,600.000  | 5,585,014.460                                   |    |
|      |               | 4.25% United Kingdom Gilt 20461207               | 1,000,000.000  | 1,794,380.000                                   |    |
|      | イギリス・ポンド 小計   |                                                  |                | イギリス・ポンド<br>18,876,980.390<br>(2,683,551,532)   |    |
|      | オーストラリア・ドル    | 4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421        | 2,307,000.000  | 2,899,322.250                                   |    |
|      |               | 3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421        | 2,900,000.000  | 3,452,740.000                                   |    |
|      |               | 4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421         | 19,000,000.000 | 26,081,490.000                                  |    |
|      | オーストラリア・ドル 小計 |                                                  |                | オーストラリア・ドル<br>32,433,552.250<br>(2,619,009,344) |    |
|      | カナダ・ドル        |                                                  | カナダ・ドル         | カナダ・ドル                                          |    |

|                 |                                            |                      |                                                      |  |
|-----------------|--------------------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------|--|
|                 | 3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND<br>20451201 | 1, 500, 000. 000     | 2, 178, 135. 000                                     |  |
|                 | 1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND<br>20260601 | 9, 673, 000. 000     | 10, 186, 442. 840                                    |  |
|                 | 0. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND<br>20301201 | 8, 096, 000. 000     | 7, 826, 565. 120                                     |  |
| カナダ・ドル 小計       |                                            |                      | カナダ・ドル<br>20, 191, 142. 960<br>(1, 657, 894, 749)    |  |
| スウェーデン・ク<br>ローナ | 1. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND<br>20231113  | 13, 630, 000. 000    | 14, 352, 526. 300                                    |  |
|                 | 1% SWEDISH GOVERNMENT BOND<br>20261112     | 14, 230, 000. 000    | 15, 240, 472. 300                                    |  |
| スウェーデン・クローナ 小計  |                                            |                      | スウェーデン・クローナ<br>29, 592, 998. 600<br>(369, 912, 482)  |  |
| デンマーク・クロ<br>ーネ  | 4. 5% DANISH GOVERNMENT BOND<br>20391115   | 5, 500, 000. 000     | 10, 498, 125. 000                                    |  |
|                 | 1. 75% DANISH GOVERNMENT BOND<br>20251115  | 29, 000, 000. 000    | 32, 370, 090. 000                                    |  |
| デンマーク・クローネ 小計   |                                            |                      | デンマーク・クローネ<br>42, 868, 215. 000<br>(727, 473, 609)   |  |
| ノルウェー・クロ<br>ーネ  | 3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND<br>20240314   | 20, 000, 000. 000    | 21, 575, 400. 000                                    |  |
|                 |                                            |                      |                                                      |  |
| ノルウェー・クローネ 小計   |                                            |                      | ノルウェー・クローネ<br>21, 575, 400. 000<br>(264, 730, 158)   |  |
| ポーランド・ズロ<br>チ   | 1. 75% Poland Government Bond<br>20210725  | 25, 593, 000. 000    | 25, 832, 294. 550                                    |  |
|                 | 2. 75% Poland Government Bond<br>20280425  | 25, 000, 000. 000    | 28, 316, 250. 000                                    |  |
| ポーランド・ズロチ 小計    |                                            |                      | ポーランド・ズロチ<br>54, 148, 544. 550<br>(1, 503, 705, 082) |  |
| ユーロ             | 2. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND<br>20460815   | ユーロ<br>695, 000. 000 | ユーロ<br>1, 196, 720. 500                              |  |
|                 | 3. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND<br>20450525  | 4, 750, 400. 000     | 8, 203, 845. 790                                     |  |
|                 | 3. 75% Belgium Government Bond<br>20450622 | 1, 500, 000. 000     | 2, 752, 995. 000                                     |  |
|                 | 1% IRISH TREASURY 20260515                 | 3, 420, 000. 000     | 3, 715, 624. 800                                     |  |
|                 | 1. 1% IRISH TREASURY 20290515              | 2, 387, 600. 000     | 2, 694, 693. 110                                     |  |
|                 | 1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND<br>20260430 | 10, 300, 000. 000    | 11, 575, 449. 000                                    |  |
|                 | 1. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND<br>20280430  | 9, 136, 000. 000     | 10, 188, 375. 840                                    |  |
|                 | SPANISH GOVERNMENT BOND<br>20260131        | 1, 400, 000. 000     | 1, 426, 110. 000                                     |  |

|         |         |                                        |                         |                                          |                                             |
|---------|---------|----------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------|
|         | ユーロ 小計  |                                        |                         | ユーロ<br>41,753,814.040<br>(5,270,166,408) |                                             |
| 国債証券 合計 |         |                                        |                         | 19,985,714,254<br>[19,985,714,254]       |                                             |
| 特殊債券    | カナダ・ドル  | 2.55% CANADA HOUSING TRUST<br>20250315 | カナダ・ドル<br>3,750,000.000 | カナダ・ドル<br>4,062,150.000                  |                                             |
|         |         | 2.25% CANADA HOUSING TRUST<br>20251215 | 7,830,000.000           | 8,441,992.800                            |                                             |
|         |         | カナダ・ドル 小計                              |                         |                                          | カナダ・ドル<br>12,504,142.800<br>(1,026,715,165) |
|         | 特殊債券 合計 |                                        |                         | 1,026,715,165<br>[1,026,715,165]         |                                             |
| 合計      |         |                                        |                         | 21,012,429,419<br>[21,012,429,419]       |                                             |

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨          | 銘柄数       | 組入債券<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|-------------|-----------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル     | 国債証券 6 銘柄 | 100%         | 23.3%          |
| イギリス・ポンド    | 国債証券 5 銘柄 | 100%         | 12.8%          |
| オーストラリア・ドル  | 国債証券 3 銘柄 | 100%         | 12.5%          |
| カナダ・ドル      | 国債証券 3 銘柄 | 100%         | 12.8%          |
|             | 特殊債券 2 銘柄 |              |                |
| スウェーデン・クローナ | 国債証券 2 銘柄 | 100%         | 1.8%           |
| デンマーク・クローネ  | 国債証券 2 銘柄 | 100%         | 3.5%           |
| ノルウェー・クローネ  | 国債証券 1 銘柄 | 100%         | 1.3%           |
| ポーランド・ズロチ   | 国債証券 2 銘柄 | 100%         | 7.2%           |
| ユーロ         | 国債証券 8 銘柄 | 100%         | 24.8%          |

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。



「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

|                  | 2020年7月15日現在   | 2021年1月15日現在   |
|------------------|----------------|----------------|
|                  | 金 額 (円)        | 金 額 (円)        |
| 資産の部             |                |                |
| 流動資産             |                |                |
| 預金               | 2,266,689,556  | 1,881,960,774  |
| コール・ローン          | 464,767,924    | 572,436,200    |
| 投資証券             | 68,005,927,205 | 72,026,989,097 |
| 派生商品評価勘定         | 61,898         | 9,867          |
| 未収入金             | 652,771,747    | 696,080,457    |
| 未収配当金            | 307,967,631    | 209,107,505    |
| 流動資産合計           | 71,698,185,961 | 75,386,583,900 |
| 資産合計             | 71,698,185,961 | 75,386,583,900 |
| 負債の部             |                |                |
| 流動負債             |                |                |
| 派生商品評価勘定         | 35,470         | 241,442        |
| 未払金              | 572,511,780    | 220,588,606    |
| 未払解約金            | 790,000        | 90,000,000     |
| その他未払費用          | 5,940          | —              |
| 流動負債合計           | 573,343,190    | 310,830,048    |
| 負債合計             | 573,343,190    | 310,830,048    |
| 純資産の部            |                |                |
| 元本等              |                |                |
| 元本 ※1            | 30,375,378,867 | 28,056,283,278 |
| 剰余金              |                |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 40,749,463,904 | 47,019,470,574 |
| 元本等合計            | 71,124,842,771 | 75,075,753,852 |
| 純資産合計            | 71,124,842,771 | 75,075,753,852 |
| 負債純資産合計          | 71,698,185,961 | 75,386,583,900 |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                        | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>                                        |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法     | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br/>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>                                                                                                                                                        |
| 3. 収益及び費用の計上基準             | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分       | 2020 年 7 月 15 日現在 | 2021 年 1 月 15 日現在 |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 1. ※1 期首  | 2020 年 1 月 16 日   | 2020 年 7 月 16 日   |
| 期首元本額     | 33,078,725,607 円  | 30,375,378,867 円  |
| 期中追加設定元本額 | 427,865,726 円     | 111,365,694 円     |
| 期中一部解約元本額 | 3,131,212,466 円   | 2,430,461,283 円   |

|                               |                  |                  |
|-------------------------------|------------------|------------------|
| 期末元本額の内訳                      |                  |                  |
| ファンド名                         |                  |                  |
| ダイワ・グローバルREIT・オープン（毎月分配型）     | 26,589,461,241 円 | 24,457,545,286 円 |
| ダイワ・バランス3資産（外債・海外リート・好配当日本株）  | 27,500,209 円     | 26,764,856 円     |
| 安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）           | 14,839,071 円     | 13,633,448 円     |
| インカム重視ポートフォリオ（奇数月分配型）         | 13,399,277 円     | 11,440,763 円     |
| 成長重視ポートフォリオ（奇数月分配型）           | 63,552,840 円     | 61,279,250 円     |
| 6資産バランスファンド（分配型）              | 138,684,251 円    | 119,337,671 円    |
| 6資産バランスファンド（成長型）              | 307,876,317 円    | 282,534,099 円    |
| りそな ワールド・リート・ファンド             | 1,296,220,165 円  | 1,236,164,362 円  |
| 世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）          | 44,093,069 円     | 36,275,419 円     |
| 『しがぎん』SRI三資産バランス・オープン（奇数月分配型） | 3,678,985 円      | 2,722,660 円      |
| 常陽3分法ファンド                     | 169,069,564 円    | 156,851,444 円    |
| ダイワ資産分散インカムオープン（奇数月決算型）       | 43,606,975 円     | 37,765,258 円     |
| DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／安定コース）    | 321,027,205 円    | 325,929,946 円    |
| DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／6分散コース）   | 397,006,282 円    | 396,866,111 円    |
| DCダイワ・ワールドアセット（六つの羽／成長コース）    | 513,303,717 円    | 527,106,712 円    |
| ダイワ・グローバルREITファンド（ダイワSMA専用）   | 10,365,607 円     | —円               |
| ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）  | 367,911,395 円    | 313,498,363 円    |
| ダイワ外国3資産バランス・ファンド（部分為替ヘッジあり）  | 24,096,243 円     | 24,036,038 円     |
| ダイワ外国3資産バランス・ファンド（為替ヘッジなし）    | 29,686,454 円     | 26,531,592 円     |
| 計                             | 30,375,378,867 円 | 28,056,283,278 円 |
| 2. 期末日における受益権の総数              | 30,375,378,867 口 | 28,056,283,278 口 |

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 区 分 | 自 2020年7月16日<br>至 2021年1月15日 |
|-----|------------------------------|

|                            |                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針            | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                                                                             |
| 2. 金融商品の内容及びリスク            | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。<br>外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制          | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。                                                                                                                             |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。<br>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。                   |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 2021年1月15日現在                                                                                                                                                                              |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                                               |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | <p>(1) 有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br/>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

| 種 類  | 2020年7月15日現在       | 2021年1月15日現在       |
|------|--------------------|--------------------|
|      | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 投資証券 | 902,438,049        | 3,616,885,435      |
| 合計   | 902,438,049        | 3,616,885,435      |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2020年3月17日から2020年7月15日まで、及び2020年9月16日から2021年1月15日まで)を指しております。

### (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種 類         | 2020 年 7 月 15 日 現在 |           |             |             | 2021 年 1 月 15 日 現在 |           |             |             |
|-------------|--------------------|-----------|-------------|-------------|--------------------|-----------|-------------|-------------|
|             | 契約額等<br>(円)        | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)   | 評価損益<br>(円) | 契約額等<br>(円)        | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)   | 評価損益<br>(円) |
| 市場取引以外の取引   |                    |           |             |             |                    |           |             |             |
| 為替予約取引      |                    |           |             |             |                    |           |             |             |
| 売 建         | 66,589,859         | —         | 66,583,675  | 6,184       | 73,942,988         | —         | 73,933,121  | 9,867       |
| アメリカ・ドル     | 48,599,820         | —         | 48,595,291  | 4,529       | —                  | —         | —           | —           |
| イギリス・ポンド    | 12,179,430         | —         | 12,178,528  | 902         | —                  | —         | —           | —           |
| シンガポール・ドル   | 5,810,609          | —         | 5,809,856   | 753         | —                  | —         | —           | —           |
| ニュージーランド・ドル | —                  | —         | —           | —           | 73,942,988         | —         | 73,933,121  | 9,867       |
| 買 建         | 66,589,859         | —         | 66,610,103  | 20,244      | 73,942,988         | —         | 73,701,546  | △241,442    |
| アメリカ・ドル     | 17,990,039         | —         | 17,954,569  | △35,470     | 73,942,988         | —         | 73,701,546  | △241,442    |
| ユーロ         | 48,599,820         | —         | 48,655,534  | 55,714      | —                  | —         | —           | —           |
| 合計          | 133,179,718        | —         | 133,193,778 | 26,428      | 147,885,976        | —         | 147,634,667 | △231,575    |

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

|               | 2020 年 7 月 15 日現在 | 2021 年 1 月 15 日現在 |
|---------------|-------------------|-------------------|
| 1 口当たり純資産額    | 2. 3415 円         | 2. 6759 円         |
| (1 万口当たり純資産額) | (23, 415 円)       | (26, 759 円)       |

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

| 種 類      | 通 貨         | 銘 柄                          | 券面総額      | 評価額                                            | 備考 |
|----------|-------------|------------------------------|-----------|------------------------------------------------|----|
| 投資証券     | アメリカ・ドル     | SIMON PROPERTY GROUP INC     | 227,567   | 21,607,486.650                                 |    |
|          |             | EQUITY RESIDENTIAL           | 60,777    | 3,670,323.030                                  |    |
|          |             | EQUINIX INC                  | 25,544    | 17,616,930.480                                 |    |
|          |             | HOST HOTELS & RESORTS INC    | 689,339   | 10,346,978.390                                 |    |
|          |             | CYRUSONE INC                 | 198,334   | 13,944,863.540                                 |    |
|          |             | KIMCO REALTY CORP            | 49,212    | 806,584.680                                    |    |
|          |             | HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A | 234,015   | 6,603,903.300                                  |    |
|          |             | PARK HOTELS & RESORTS INC    | 141,756   | 2,554,443.120                                  |    |
|          |             | INVITATION HOMES INC         | 398,505   | 11,536,719.750                                 |    |
|          |             | AMERICOLD REALTY TRUST       | 197,746   | 6,758,958.280                                  |    |
|          |             | VICI PROPERTIES INC          | 612,570   | 15,510,272.400                                 |    |
|          |             | APARTMENT INCOME REIT CO     | 117,467   | 4,520,130.160                                  |    |
|          |             | VENTAS INC                   | 357,776   | 17,341,402.720                                 |    |
|          |             | WEYERHAEUSER CO              | 129,012   | 4,214,822.040                                  |    |
|          |             | VEREIT INC                   | 377,427   | 13,447,724.010                                 |    |
|          |             | SPIRIT REALTY CAPITAL INC    | 142,579   | 5,375,228.300                                  |    |
|          |             | SUN COMMUNITIES INC          | 85,181    | 11,840,159.000                                 |    |
|          |             | PROLOGIS INC                 | 182,468   | 17,425,694.000                                 |    |
|          |             | SITE CENTERS CORP            | 209,310   | 2,342,178.900                                  |    |
|          |             | DUKE REALTY CORP             | 537,176   | 20,724,250.080                                 |    |
|          |             | ESSEX PROPERTY TRUST INC     | 57,808    | 13,705,120.640                                 |    |
|          |             | WELLTOWER INC                | 302,728   | 19,241,391.680                                 |    |
|          |             | HEALTHPEAK PROPERTIES INC    | 513,535   | 15,329,019.750                                 |    |
|          |             | KILROY REALTY CORP           | 89,840    | 5,263,725.600                                  |    |
|          |             | PUBLIC STORAGE               | 111,428   | 24,651,216.440                                 |    |
|          |             | REGENCY CENTERS CORP         | 2,748     | 129,320.880                                    |    |
|          |             | UDR INC                      | 360,402   | 13,958,369.460                                 |    |
|          |             | WP CAREY INC                 | 96,792    | 6,447,315.120                                  |    |
|          |             | AGREE REALTY CORP            | 51,679    | 3,222,185.650                                  |    |
|          |             | OMEGA HEALTHCARE INVESTORS   | 149,531   | 5,299,378.640                                  |    |
|          |             | DIGITAL REALTY TRUST INC     | 25,005    | 3,336,917.250                                  |    |
|          |             | EXTRA SPACE STORAGE INC      | 110,391   | 12,173,919.480                                 |    |
|          |             | MEDICAL PROPERTIES TRUST INC | 302,493   | 6,352,353.000                                  |    |
|          | アメリカ・ドル 小計  |                              |           | アメリカ・ドル<br>337,299,286.420<br>(35,025,157,903) |    |
| イギリス・ポンド | イギリス・ポンド    | ASSURA PLC                   | 6,719,572 | 5,207,668.300                                  |    |
|          |             | LAND SECURITIES GROUP PLC    | 1,592,875 | 10,598,990.250                                 |    |
|          |             | SEGRO PLC                    | 1,450,083 | 14,010,701.940                                 |    |
|          |             | UNITE GROUP PLC/THE          | 211,682   | 2,100,943.850                                  |    |
|          |             | DERWENT LONDON PLC           | 115,040   | 3,695,084.800                                  |    |
|          |             | WORKSPACE GROUP PLC          | 330,933   | 2,458,832.190                                  |    |
|          |             | SAFESTORE HOLDINGS PLC       | 628,741   | 5,224,837.710                                  |    |
|          |             | BIG YELLOW GROUP PLC         | 237,024   | 2,659,409.280                                  |    |
|          |             | LONDONMETRIC PROPERTY PLC    | 1,171,775 | 2,725,548.650                                  |    |
|          |             | TRITAX BIG BOX REIT PLC      | 2,447,617 | 4,356,758.260                                  |    |
|          | イギリス・ポンド 小計 |                              |           | イギリス・ポンド<br>53,038,775.230<br>(7,539,992,287)  |    |

|                |                              |            |                                                   |  |
|----------------|------------------------------|------------|---------------------------------------------------|--|
| オーストラリア・ドル     |                              |            | オーストラリア・ドル                                        |  |
|                | NATIONAL STORAGE REIT        | 6,252,486  | 11,942,248.260                                    |  |
|                | MIRVAC GROUP                 | 13,747,513 | 34,368,782.500                                    |  |
|                | GOODMAN GROUP                | 2,140,727  | 37,912,275.170                                    |  |
|                | CHARTER HALL GROUP           | 2,479,244  | 33,866,473.040                                    |  |
|                | INGENIA COMMUNITIES GROUP    | 2,359,390  | 11,325,072.000                                    |  |
| オーストラリア・ドル 小計  |                              |            | オーストラリア・ドル<br>129,414,850.970<br>(10,450,249,216) |  |
| カナダ・ドル         | ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT | 384,355    | カナダ・ドル<br>14,686,204.550                          |  |
| カナダ・ドル 小計      |                              |            | カナダ・ドル<br>14,686,204.550<br>(1,205,884,256)       |  |
| シンガポール・ドル      |                              |            | シンガポール・ドル                                         |  |
|                | KEPPEL DC REIT               | 4,931,141  | 13,708,571.980                                    |  |
|                | FRASERS LOGISTICS & COMMERCI | 4,831,100  | 7,343,272.000                                     |  |
|                | CAPITALAND INTEGRATED COMMER | 11,313,632 | 25,568,808.320                                    |  |
|                | KEPPEL REIT                  | 8,281,800  | 9,524,070.000                                     |  |
|                | PARKWAYLIFE REAL ESTATE      | 4,649,977  | 18,460,408.690                                    |  |
| シンガポール・ドル 小計   |                              |            | シンガポール・ドル<br>74,605,130.990<br>(5,851,280,423)    |  |
| ニュージーランド・ドル    | GOODMAN PROPERTY TRUST       | 3,899,115  | ニュージーランド・ドル<br>8,811,999.900                      |  |
| ニュージーランド・ドル 小計 |                              |            | ニュージーランド・ドル<br>8,811,999.900<br>(660,371,273)     |  |
| ユーロ            |                              |            | ユーロ                                               |  |
|                | ALSTRIA OFFICE REIT-AG       | 524,189    | 7,757,997.200                                     |  |
|                | NSI NV                       | 82,711     | 2,725,327.450                                     |  |
|                | ICADE                        | 112,987    | 7,259,414.750                                     |  |
|                | ARGAN                        | 39,266     | 3,455,408.000                                     |  |
|                | GECINA SA                    | 45,520     | 5,712,760.000                                     |  |
|                | KLEPIERRE                    | 553,055    | 10,508,045.000                                    |  |
|                | COVIVIO                      | 104,785    | 8,126,076.750                                     |  |
|                | AEDIFICA                     | 122,948    | 11,790,713.200                                    |  |
|                | COFINIMMO                    | 24,034     | 2,989,829.600                                     |  |
|                | WAREHOUSES DE PAUW SCA       | 52,533     | 1,481,430.600                                     |  |
|                | XIOR STUDENT HOUSING NV      | 71,563     | 3,685,494.500                                     |  |
|                | MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA  | 324,884    | 2,592,574.320                                     |  |
| ユーロ 小計         |                              |            | ユーロ<br>68,085,071.370<br>(8,593,697,709)          |  |
| 香港・ドル          | LINK REIT                    | 2,862,592  | 香港・ドル<br>201,669,606.400                          |  |
| 香港・ドル 小計       |                              |            | 香港・ドル<br>201,669,606.400<br>(2,700,356,030)       |  |
| 投資証券 合計        |                              |            | 72,026,989,097<br>[72,026,989,097]                |  |
| 合計             |                              |            | 72,026,989,097                                    |  |

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。  
 2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。  
 3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨          | 銘柄数        | 組入<br>投資証券<br>時価比率 | 合計金額に<br>対する比率 |
|-------------|------------|--------------------|----------------|
| アメリカ・ドル     | 投資証券 33 銘柄 | 100%               | 48.7%          |
| イギリス・ポンド    | 投資証券 10 銘柄 | 100%               | 10.5%          |
| オーストラリア・ドル  | 投資証券 5 銘柄  | 100%               | 14.5%          |
| カナダ・ドル      | 投資証券 1 銘柄  | 100%               | 1.7%           |
| シンガポール・ドル   | 投資証券 5 銘柄  | 100%               | 8.1%           |
| ニュージーランド・ドル | 投資証券 1 銘柄  | 100%               | 0.9%           |
| ユーロ         | 投資証券 12 銘柄 | 100%               | 11.9%          |
| 香港・ドル       | 投資証券 1 銘柄  | 100%               | 3.7%           |

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

### 「ダイワＪ－ＲＥＩＴアクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

|          | 2020年7月15日現在   | 2021年1月15日現在   |
|----------|----------------|----------------|
|          | 金 額 (円)        | 金 額 (円)        |
| 資産の部     |                |                |
| 流動資産     |                |                |
| コール・ローン  | 2,802,416,077  | 2,871,613,957  |
| 投資証券 ※2  | 78,854,398,520 | 91,009,353,620 |
| 派生商品評価勘定 | —              | 84,776,860     |
| 未収入金     | 841,298,568    | 889,063,965    |
| 未収配当金    | 521,376,041    | 600,846,953    |
| 前払金      | 106,218,200    | —              |
| 流動資産合計   | 83,125,707,406 | 95,455,655,355 |
| 資産合計     | 83,125,707,406 | 95,455,655,355 |
| 負債の部     |                |                |
| 流動負債     |                |                |
| 派生商品評価勘定 | 97,157,850     | 4,547,320      |
| 前受金      | —              | 98,643,000     |
| 未払金      | 646,411,027    | 1,038,137,829  |
| 未払解約金    | 5,016,000      | 2,739,000      |
| 流動負債合計   | 748,584,877    | 1,144,067,149  |
| 負債合計     | 748,584,877    | 1,144,067,149  |
| 純資産の部    |                |                |



|                  |                |                |
|------------------|----------------|----------------|
| 元本等              |                |                |
| 元本 ※1            | 30,849,452,724 | 32,593,956,259 |
| 剰余金              |                |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 51,527,669,805 | 61,717,631,947 |
| 元本等合計            | 82,377,122,529 | 94,311,588,206 |
| 純資産合計            | 82,377,122,529 | 94,311,588,206 |
| 負債純資産合計          | 83,125,707,406 | 95,455,655,355 |

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分                    | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法     | 投資証券<br><br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。<br>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 先物取引<br><br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。                                                                                                                                                                 |
| 3. 収益及び費用の計上基準         | 受取配当金<br>原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。                                                                                                                                                                                                                |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分                                  | 2020 年 7 月 15 日現在 | 2021 年 1 月 15 日現在 |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 1. ※1 期首                             | 2020 年 1 月 16 日   | 2020 年 7 月 16 日   |
| 期首元本額                                | 35,391,116,710 円  | 30,849,452,724 円  |
| 期中追加設定元本額                            | 34,977,842,051 円  | 2,378,137,830 円   |
| 期中一部解約元本額                            | 39,519,506,037 円  | 633,634,295 円     |
| 期末元本額の内訳                             |                   |                   |
| ファンド名                                |                   |                   |
| ダイワ・J-REIT ファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用) | 28,082,381,390 円  | 29,826,184,382 円  |
| 安定重視ポートフォリオ (奇数月分配型)                 | 13,095,129 円      | 12,713,653 円      |
| インカム重視ポートフォリオ (奇数月分配型)               | 11,456,854 円      | 10,771,748 円      |
| 成長重視ポートフォリオ (奇数月分配型)                 | 53,801,069 円      | 55,980,030 円      |
| 6 資産バランスファンド (分配型)                   | 129,091,685 円     | 110,059,334 円     |
| 6 資産バランスファンド (成長型)                   | 254,427,239 円     | 260,140,750 円     |
| 世界 6 資産均等分散ファンド (毎月分配型)              | 34,135,415 円      | 33,452,934 円      |

|                                       |                                                                        |                                                                        |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 『しがぎん』SRI三資産バ<br>ランス・オープン（奇数月分<br>配型） | 1,569,797 円                                                            | 1,209,701 円                                                            |
| ダイワ資産分散インカムオー<br>プン（奇数月決算型）           | 38,741,853 円                                                           | 34,477,349 円                                                           |
| DCダイワ・ワールドアセッ<br>ト（六つの羽／安定コース）        | 288,584,316 円                                                          | 298,473,894 円                                                          |
| DCダイワ・ワールドアセッ<br>ト（六つの羽／6分散コース）       | 349,027,987 円                                                          | 365,490,444 円                                                          |
| DCダイワ・ワールドアセッ<br>ト（六つの羽／成長コース）        | 446,314,245 円                                                          | 487,272,518 円                                                          |
| DCダイワJ-REITアク<br>ティブファンド              | 337,388,403 円                                                          | 334,560,042 円                                                          |
| ライフハーモニー（ダイワ世<br>界資産分散ファンド）（成長<br>型）  | 77,344,985 円                                                           | 77,108,060 円                                                           |
| ライフハーモニー（ダイワ世<br>界資産分散ファンド）（安定<br>型）  | 25,693,710 円                                                           | 26,418,611 円                                                           |
| ライフハーモニー（ダイワ世<br>界資産分散ファンド）（分配<br>型）  | 131,383,722 円                                                          | 117,638,910 円                                                          |
| ダイワ・アクティブJリー<br>ト・ファンド（年4回決算型）        | 575,014,925 円                                                          | 542,003,899 円                                                          |
| 計                                     | 30,849,452,724 円                                                       | 32,593,956,259 円                                                       |
| 2. 期末日における受益権の総数                      | 30,849,452,724 口                                                       | 32,593,956,259 口                                                       |
| 3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券                   | 先物取引に係る差入委託証拠金<br>代用有価証券として以下のとお<br>り差入を行っております。<br>投資証券 551,000,000 円 | 先物取引に係る差入委託証拠金<br>代用有価証券として以下のとお<br>り差入を行っております。<br>投資証券 996,700,000 円 |

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

| 区 分               | 自 2020 年 7 月 16 日<br>至 2021 年 1 月 15 日                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針   | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。                                                                                                                                                |
| 2. 金融商品の内容及びリスク   | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。<br>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リス                                                                                                                                                              |

|                            |                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>クの種類毎に行っております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分                      | 2021 年 1 月 15 日現在                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                                               |
| 2. 金融商品の時価の算定方法          | <p>(1) 有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引<br/>デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br/>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類  | 2020 年 7 月 15 日現在       | 2021 年 1 月 15 日現在       |
|------|-------------------------|-------------------------|
|      | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) | 当期間の損益に<br>含まれた評価差額 (円) |
| 投資証券 | 216,281,921             | 2,597,903,626           |
| 合計   | 216,281,921             | 2,597,903,626           |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2020年5月12日から2020年7月15日まで、及び2020年11月11日から2021年1月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

| 種 類             | 2020 年 7 月 15 日 現在 |           |               |             | 2021 年 1 月 15 日 現在 |           |               |             |
|-----------------|--------------------|-----------|---------------|-------------|--------------------|-----------|---------------|-------------|
|                 | 契約額等<br>(円)        | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)     | 評価損益<br>(円) | 契約額等<br>(円)        | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)     | 評価損益<br>(円) |
| 市場取引            |                    |           |               |             |                    |           |               |             |
| 不動産投信<br>指数先物取引 |                    |           |               |             |                    |           |               |             |
| 買 建             | 2,275,968,200      | —         | 2,178,955,000 | △97,013,200 | 2,672,892,000      | —         | 2,753,296,000 | 80,404,000  |
| 合計              | 2,275,968,200      | —         | 2,178,955,000 | △97,013,200 | 2,672,892,000      | —         | 2,753,296,000 | 80,404,000  |

(注) 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

|                             | 2020 年 7 月 15 日現在        | 2021 年 1 月 15 日現在        |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 口当たり純資産額<br>(1 万口当たり純資産額) | 2. 6703 円<br>(26, 703 円) | 2. 8935 円<br>(28, 935 円) |

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

| 種 類  | 銘 柄                         | 券面総額    | 評価額<br>(円)       | 備考 |
|------|-----------------------------|---------|------------------|----|
| 投資証券 | エスコンジャパンリート                 | 2, 326  | 281, 911, 200    |    |
|      | サンケイリアルエステート                | 4, 560  | 452, 352, 000    |    |
|      | SOSILA 物流リート投               | 7, 363  | 920, 375, 000    |    |
|      | 日本アコモデーションファンド投資法人          | 2, 640  | 1, 457, 280, 000 |    |
|      | MCUBS M i d C i t y 投資法人    | 9, 805  | 904, 021, 000    |    |
|      | 森ヒルズリート                     | 9, 137  | 1, 316, 641, 700 |    |
|      | 産業ファンド                      | 14, 365 | 2, 726, 477, 000 |    |
|      | アドバンス・レジデンス                 | 11, 805 | 3, 612, 330, 000 |    |
|      | ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト<br>投資法人 | 16, 690 | 3, 020, 890, 000 |    |
|      | A P I 投資法人                  | 2, 354  | 966, 317, 000    |    |
|      | G L P 投資法人                  | 24, 670 | 4, 016, 276, 000 |    |
|      | コンフォリア・レジデンシャル              | 2, 359  | 704, 161, 500    |    |
|      | コンフォリア・レジ 新                 | 396     | 116, 095, 320    |    |
|      | 日本プロロジスリート                  | 17, 555 | 5, 652, 710, 000 |    |
|      | ONE リート投資法人                 | 1, 650  | 419, 100, 000    |    |
|      | イオンリート投資                    | 11, 771 | 1, 566, 720, 100 |    |
|      | ヒューリックリート投資法                | 10, 867 | 1, 610, 489, 400 |    |
|      | 日本リート投資法人                   | 4, 550  | 1, 560, 650, 000 |    |
|      | 積水ハウス・リート投資                 | 25, 171 | 1, 837, 483, 000 |    |
|      | トーセイ・リート投資法人                | 1, 902  | 212, 453, 400    |    |
|      | ケネディクス商業リート                 | 3, 517  | 867, 643, 900    |    |
|      | ヘルスケア&メディカル投資               | 4, 505  | 590, 155, 000    |    |
|      | 野村不動産マスターF                  | 36, 120 | 5, 501, 076, 000 |    |
|      | ラサールロジポート投資                 | 14, 077 | 2, 326, 928, 100 |    |
|      | スターアジア不動産投                  | 10, 092 | 492, 489, 600    |    |
|      | 三井不ロジパーク                    | 5, 832  | 2, 974, 320, 000 |    |
|      | 大江戸温泉リート                    | 1, 263  | 84, 999, 900     |    |
|      | 森トラスト・ホテルリート投               | 1, 623  | 182, 749, 800    |    |
|      | 三菱地所物流 REIT                 | 3, 085  | 1, 247, 882, 500 |    |

|                  |        |                |   |
|------------------|--------|----------------|---|
| CRE ロジスティクスファンド  | 5,075  | 754,145,000    |   |
| ザイマックス・リート       | 10,007 | 975,682,500    |   |
| 伊藤忠アドバンスロジ       | 783    | 101,476,800    |   |
| 日本ビルファンド         | 14,537 | 8,445,997,000  | ※ |
| ジャパンリアルエステイト     | 10,543 | 6,220,370,000  | ※ |
| 日本リテールファンド       | 18,288 | 3,375,964,800  |   |
| オリックス不動産投資       | 17,679 | 2,895,820,200  |   |
| 日本プライムリアルティ      | 4,114  | 1,415,216,000  |   |
| プレミア投資法人         | 2,284  | 279,790,000    |   |
| 東急リアル・エステート      | 7,669  | 1,209,401,300  |   |
| ユナイテッド・アーバン投資法人  | 26,328 | 3,225,180,000  |   |
| 森トラスト総合リート       | 3,304  | 425,885,600    |   |
| インヴィンシブル投資法人     | 40,402 | 1,347,406,700  |   |
| フロンティア不動産投資      | 1,962  | 769,104,000    |   |
| 福岡リート投資法人        | 1,171  | 174,127,700    |   |
| ケネディクス・オフィス投資法人  | 2,733  | 1,770,984,000  |   |
| いちごオフィスリート投資法人   | 8,522  | 641,706,600    |   |
| 大和証券オフィス投資法人     | 1,950  | 1,210,950,000  |   |
| 阪急阪神リート投資法人      | 8,034  | 984,968,400    |   |
| 大和ハウスリート投資法人     | 17,937 | 4,681,557,000  |   |
| ジャパン・ホテル・リート投資法人 | 13,288 | 706,921,600    |   |
| ジャパンエクセレント投資法人   | 14,781 | 1,773,720,000  |   |
| 投資証券 合計          |        | 91,009,353,620 |   |
| 合計               |        | 91,009,353,620 |   |

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

日本ビルファンド                      700 口                      ジャパンリアルエステイト                      1,000 口

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

2021年1月29日

|     |                      |              |
|-----|----------------------|--------------|
| I   | 資産総額                 | 75,315,535 円 |
| II  | 負債総額                 | 32,135 円     |
| III | 純資産総額 (I - II)       | 75,283,400 円 |
| IV  | 発行済数量                | 71,641,648 口 |
| V   | 1 単位当たり純資産額 (III/IV) | 1.0508 円     |

(参考) (F0Fs 専用) ダイワSR I ファンド (適格機関投資家専用)

### 純資産額計算書

2021年1月29日

|     |                      |              |
|-----|----------------------|--------------|
| I   | 資産総額                 | 33,022,271 円 |
| II  | 負債総額                 | 59,702 円     |
| III | 純資産総額 (I - II)       | 32,962,569 円 |
| IV  | 発行済数量                | 23,215,394 口 |
| V   | 1 単位当たり純資産額 (III/IV) | 1.4199 円     |

〈参考情報〉 ダイワSR I マザーファンド

### 純資産額計算書

2021年1月29日

|     |                      |               |
|-----|----------------------|---------------|
| I   | 資産総額                 | 890,920,676 円 |
| II  | 負債総額                 | 0 円           |
| III | 純資産総額 (I - II)       | 890,920,676 円 |
| IV  | 発行済数量                | 337,386,448 口 |
| V   | 1 単位当たり純資産額 (III/IV) | 2.6407 円      |

(参考) ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

### 純資産額計算書

2021年1月29日

|    |      |                  |
|----|------|------------------|
| I  | 資産総額 | 21,335,171,685 円 |
| II | 負債総額 | 12,663,184 円     |

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）       | 21,322,508,501 円 |
| Ⅳ 発行済数量            | 11,525,020,740 口 |
| Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.8501 円         |

（参考）ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

純資産額計算書

2021 年 1 月 29 日

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| Ⅰ 資産総額             | 75,718,867,608 円 |
| Ⅱ 負債総額             | 565,015,979 円    |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）       | 75,153,851,629 円 |
| Ⅳ 発行済数量            | 27,914,141,862 口 |
| Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.6923 円         |

（参考）ダイワJ－REITアクティブ・マザーファンド

純資産額計算書

2021 年 1 月 29 日

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| Ⅰ 資産総額             | 102,717,768,205 円 |
| Ⅱ 負債総額             | 976,936,002 円     |
| Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）       | 101,740,832,203 円 |
| Ⅳ 発行済数量            | 33,264,387,383 口  |
| Ⅴ 1 単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 3.0586 円          |



## 第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
  - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 委託会社等の情報

### 第 1 委託会社等の概況

#### 1 委託会社等の概況

##### a. 資本金の額

2021 年 1 月末日現在

資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円

発行可能株式総数 799 万 9,980 株

発行済株式総数 260 万 8,525 株

過去 5 年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4 名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

###### ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

###### ・経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2021 年 1 月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格      | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託  | 43    | 73, 578       |
| 追加型株式投資信託  | 729   | 19, 120, 560  |
| 株式投資信託 合計  | 772   | 19, 194, 138  |
| 単位型公社債投資信託 | 50    | 183, 629      |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 1, 569, 196   |
| 公社債投資信託 合計 | 64    | 1, 752, 825   |
| 総合計        | 836   | 20, 946, 964  |

### 3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020 年 5 月 22 日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                         |       |        |   |
|-------------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 小倉 加奈子 | 印 |
|-------------------------|-------|--------|---|

|                         |       |       |   |
|-------------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 | 印 |
|-------------------------|-------|-------|---|

|                         |       |       |   |
|-------------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 深井 康治 | 印 |
|-------------------------|-------|-------|---|

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 貸借対照表

(単位:百万円)

|           | 前事業年度<br>(2019年3月31日) | 当事業年度<br>(2020年3月31日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部      |                       |                       |
| 流動資産      |                       |                       |
| 現金・預金     | 28,489                | 2,741                 |
| 有価証券      | 554                   | 22,167                |
| 前払費用      | 214                   | 205                   |
| 未収委託者報酬   | 11,468                | 10,847                |
| 未収収益      | 98                    | 63                    |
| その他       | 56                    | 62                    |
| 流動資産計     | 40,882                | 36,088                |
| 固定資産      |                       |                       |
| 有形固定資産    | ※1 206                | ※1 217                |
| 建物        | 10                    | 7                     |
| 器具備品      | 195                   | 209                   |
| 無形固定資産    | 2,821                 | 2,362                 |
| ソフトウェア    | 2,804                 | 2,028                 |
| ソフトウェア仮勘定 | 17                    | 333                   |
| 投資その他の資産  | 12,799                | 15,844                |
| 投資有価証券    | 8,493                 | 9,153                 |
| 関係会社株式    | 1,836                 | 3,972                 |
| 出資金       | 183                   | 183                   |
| 長期差入保証金   | 1,070                 | 1,069                 |
| 繰延税金資産    | 1,183                 | 1,431                 |
| その他       | 31                    | 33                    |
| 固定資産計     | 15,827                | 18,424                |
| 資産合計      | 56,709                | 54,512                |



(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(2019年 3 月31 日) | 当事業年度<br>(2020年 3 月31 日) |
|--------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債の部         |                          |                          |
| 流動負債         |                          |                          |
| 預り金          | 75                       | 69                       |
| 未払金          | 8,548                    | 7,573                    |
| 未払収益分配金      | 15                       | 14                       |
| 未払償還金        | 40                       | 39                       |
| 未払手数料        | 4,610                    | 3,988                    |
| その他未払金 ※2    | 3,882                    | 3,530                    |
| 未払費用         | 3,735                    | 3,830                    |
| 未払法人税等       | 726                      | 656                      |
| 未払消費税等       | 255                      | 590                      |
| 賞与引当金        | 725                      | 688                      |
| その他          | 2                        | 5                        |
| 流動負債計        | 14,070                   | 13,414                   |
| 固定負債         |                          |                          |
| 退職給付引当金      | 2,389                    | 2,574                    |
| 役員退職慰労引当金    | 103                      | 88                       |
| その他          | 2                        | 5                        |
| 固定負債計        | 2,496                    | 2,667                    |
| 負債合計         | 16,567                   | 16,082                   |
| 純資産の部        |                          |                          |
| 株主資本         |                          |                          |
| 資本金          | 15,174                   | 15,174                   |
| 資本剰余金        |                          |                          |
| 資本準備金        | 11,495                   | 11,495                   |
| 資本剰余金合計      | 11,495                   | 11,495                   |
| 利益剰余金        |                          |                          |
| 利益準備金        | 374                      | 374                      |
| その他利益剰余金     |                          |                          |
| 繰越利益剰余金      | 13,052                   | 11,749                   |
| 利益剰余金合計      | 13,426                   | 12,123                   |
| 株主資本合計       | 40,096                   | 38,793                   |
| 評価・換算差額等     |                          |                          |
| その他有価証券評価差額金 | 46                       | △363                     |
| 評価・換算差額等合計   | 46                       | △363                     |
| 純資産合計        | 40,142                   | 38,430                   |
| 負債・純資産合計     | 56,709                   | 54,512                   |

## (2) 損益計算書

(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(自 2018年 4 月 1 日<br>至 2019年 3 月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年 4 月 1 日<br>至 2020年 3 月31日) |
|--------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 営業収益         |                                              |                                              |
| 委託者報酬        | 76,052                                       | 69,550                                       |
| その他営業収益      | 673                                          | 583                                          |
| 営業収益計        | 76,725                                       | 70,134                                       |
| 営業費用         |                                              |                                              |
| 支払手数料        | 35,789                                       | 31,120                                       |
| 広告宣伝費        | 694                                          | 745                                          |
| 調査費          | 9,066                                        | 8,858                                        |
| 調査費          | 1,057                                        | 1,188                                        |
| 委託調査費        | 8,009                                        | 7,670                                        |
| 委託計算費        | 1,351                                        | 1,410                                        |
| 営業雑経費        | 1,557                                        | 1,770                                        |
| 通信費          | 228                                          | 240                                          |
| 印刷費          | 513                                          | 524                                          |
| 協会費          | 55                                           | 56                                           |
| 諸会費          | 13                                           | 13                                           |
| その他営業雑経費     | 746                                          | 936                                          |
| 営業費用計        | 48,459                                       | 43,906                                       |
| 一般管理費        |                                              |                                              |
| 給料           | 5,755                                        | 5,793                                        |
| 役員報酬         | 373                                          | 374                                          |
| 給料・手当        | 4,145                                        | 4,335                                        |
| 賞与           | 510                                          | 395                                          |
| 賞与引当金繰入額     | 725                                          | 688                                          |
| 福利厚生費        | 796                                          | 838                                          |
| 交際費          | 64                                           | 62                                           |
| 旅費交通費        | 178                                          | 154                                          |
| 租税公課         | 472                                          | 451                                          |
| 不動産賃借料       | 1,291                                        | 1,299                                        |
| 退職給付費用       | 374                                          | 368                                          |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 34                                           | 37                                           |
| 固定資産減価償却費    | 907                                          | 925                                          |
| 諸経費          | 1,819                                        | 1,770                                        |
| 一般管理費計       | 11,693                                       | 11,702                                       |
| 営業利益         | 16,572                                       | 14,525                                       |

(単位:百万円)

|              | 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|--------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業外収益        |                                        |                                        |
| 受取配当金        | 38                                     | 912                                    |
| 投資有価証券売却益    | 215                                    | 214                                    |
| 有価証券償還益      | 133                                    | 24                                     |
| その他          | 134                                    | 78                                     |
| 営業外収益計       | 521                                    | 1,230                                  |
| 営業外費用        |                                        |                                        |
| 有価証券償還損      | 32                                     | 71                                     |
| 投資有価証券売却損    | 40                                     | 1                                      |
| その他          | 60                                     | 54                                     |
| 営業外費用計       | 132                                    | 127                                    |
| 経常利益         | 16,961                                 | 15,629                                 |
| 特別損失         |                                        |                                        |
| システム刷新関連費用   | -                                      | 537                                    |
| 投資有価証券評価損    | -                                      | 48                                     |
| 関係会社整理損失     | 29                                     | -                                      |
| 特別損失計        | 29                                     | 585                                    |
| 税引前当期純利益     | 16,931                                 | 15,043                                 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,076                                  | 4,555                                  |
| 法人税等調整額      | △15                                    | △78                                    |
| 法人税等合計       | 5,060                                  | 4,477                                  |
| 当期純利益        | 11,870                                 | 10,566                                 |

### (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

|                     | 株主資本   |        |       |                     |         |         |
|---------------------|--------|--------|-------|---------------------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |                     |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
| 当期首残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,850              | 14,225  | 40,895  |
| 当期変動額               |        |        |       |                     |         |         |
| 剰余金の配当              | -      | -      | -     | △12,669             | △12,669 | △12,669 |
| 当期純利益               | -      | -      | -     | 11,870              | 11,870  | 11,870  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -      | -     | -                   | -       | -       |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | △798                | △798    | △798    |
| 当期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,052              | 13,426  | 40,096  |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 216          | 216        | 41,112  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              | -            | -          | △12,669 |
| 当期純利益               | -            | -          | 11,870  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △170         | △170       | △170    |
| 当期変動額合計             | △170         | △170       | △969    |
| 当期末残高               | 46           | 46         | 40,142  |

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |       |          |         |         |
|---------------------|--------|--------|-------|----------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  | 利益剰余金 |          |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |       | 繰越利益剰余金  |         |         |
| 当期首残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 13,052   | 13,426  | 40,096  |
| 当期変動額               |        |        |       |          |         |         |
| 剰余金の配当              | -      | -      | -     | △11,868  | △11,868 | △11,868 |
| 当期純利益               | -      | -      | -     | 10,566   | 10,566  | 10,566  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | -      | -      | -     | -        | -       | -       |
| 当期変動額合計             | -      | -      | -     | △1,302   | △1,302  | △1,302  |
| 当期末残高               | 15,174 | 11,495 | 374   | 11,749   | 12,123  | 38,793  |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計   |
|-----------------------------|----------------------|----------------|---------|
|                             | その他有価<br>証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                       | 46                   | 46             | 40,142  |
| 当期変動額                       |                      |                |         |
| 剰余金の配当                      | -                    | -              | △11,868 |
| 当期純利益                       | -                    | -              | 10,566  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | △410                 | △410           | △410    |
| 当期変動額合計                     | △410                 | △410           | △410    |
| 当期末残高                       | △363                 | △363           | 38,430  |

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 8～18年 |
| 器具備品 | 4～17年 |

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会

計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

|      | 前事業年度<br>(2019年3月31日) | 当事業年度<br>(2020年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物   | 31百万円                 | 34百万円                 |
| 器具備品 | 264百万円                | 276百万円                |

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

|     | 前事業年度<br>(2019年3月31日) | 当事業年度<br>(2020年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 3,788百万円              | 3,397百万円              |

3 保証債務

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,719 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,603 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | —              | —              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | —              | —              | 2,608         |



## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2018年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 12,669             | 4,857           | 2018年<br>3月31日 | 2018年<br>6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を  
次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,868百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,550円
- ④ 基準日 2019年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2019年6月24日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 |                |                |                |               |
| 普通株式  | 2,608          | —              | —              | 2,608         |
| 合 計   | 2,608          | —              | —              | 2,608         |

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 2019年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 11,868             | 4,550           | 2019年<br>3月31日 | 2019年<br>6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を  
次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 10,564百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,050円
- ④ 基準日 2020年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2020年6月24日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①市場リスクの管理

##### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

##### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

|                            | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金                  | 28,489           | 28,489   | —  |
| (2) 未収委託者報酬                | 11,468           | 11,468   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>其他有価証券 | 8,380            | 8,380    | —  |
| 資産計                        | 48,338           | 48,338   | —  |
| (1) 未払手数料                  | (4,610)          | (4,610)  | —  |
| (2) その他未払金                 | (3,882)          | (3,882)  | —  |
| (3) 未払費用(*2)               | (2,805)          | (2,805)  | —  |
| 負債計                        | (11,298)         | (11,298) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

|                          | 貸借対照表<br>計上額(*1) | 時価(*1)   | 差額 |
|--------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金                | 2,741            | 2,741    | —  |
| (2) 未収委託者報酬              | 10,847           | 10,847   | —  |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>有価証券 | 21,900           | 21,900   | —  |
| 其他有価証券                   | 8,754            | 8,754    | —  |
| 資産計                      | 44,243           | 44,243   | —  |
| (1) 未払手数料                | (3,988)          | (3,988)  | —  |
| (2) その他未払金               | (3,530)          | (3,530)  | —  |
| (3) 未払費用(*2)             | (2,889)          | (2,889)  | —  |
| 負債計                      | (10,408)         | (10,408) | —  |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分                         | 前事業年度<br>(2019年3月31日) | 当事業年度<br>(2020年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) その他有価証券<br>非上場株式       | 666                   | 666                   |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式<br>非上場株式 | 1,836                 | 3,972                 |
| (3) 長期差入保証金                | 1,070                 | 1,069                 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

|                                   | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超  |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|-------|
| 現金・預金                             | 28,489 | -           | -            | -     |
| 未収委託者報酬                           | 11,468 | -           | -            | -     |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期があるもの | 554    | 4,284       | 2,227        | 1,227 |
| 合計                                | 40,512 | 4,284       | 2,227        | 1,227 |

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

|                      | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                | 2,741  | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬              | 10,847 | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>有価証券 | 21,900 | -           | -            | -    |
| その他有価証券のうち満期があるもの    | 267    | 3,463       | 1,184        | -    |
| 合計                   | 35,756 | 3,463       | 1,184        | -    |

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,836百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,944百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                   |               |             |
| （１）株式                | 87                | 55            | 32          |
| （２）その他               | 4,991             | 4,712         | 278         |
| 小計                   | 5,079             | 4,767         | 311         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                   |               |             |
| その他                  | 3,301             | 3,560         | △258        |
| 小計                   | 3,301             | 3,560         | △258        |
| 合計                   | 8,380             | 8,328         | 52          |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

|                      | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                   |               |             |
| （１）株式                | 60                | 55            | 5           |
| （２）その他               | 3,004             | 2,772         | 232         |
| 小計                   | 3,064             | 2,827         | 237         |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                   |               |             |
| その他                  | 27,589            | 28,354        | △764        |
| 小計                   | 27,589            | 28,354        | △764        |
| 合計                   | 30,654            | 31,181        | △526        |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 種類                | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式            | 389          | 86               | -                |
| (2) その他<br>証券投資信託 | 3,517        | 128              | 40               |
| 合計                | 3,907        | 215              | 40               |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

| 種類                | 売却額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式            | -            | -                | -                |
| (2) その他<br>証券投資信託 | 1,492        | 214              | 1                |
| 合計                | 1,492        | 214              | 1                |

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|             | 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,350百万円                               | 2,389百万円                               |
| 勤務費用        | 158                                    | 159                                    |
| 退職給付の支払額    | △171                                   | △183                                   |
| その他         | 52                                     | 207                                    |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,389                                  | 2,574                                  |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                         | 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務           | 2,389 百万円                              | 2,574 百万円                              |
| 貸借対照表に計上された負債<br>と資産の純額 | 2,389                                  | 2,574                                  |
| 退職給付引当金                 | 2,389                                  | 2,574                                  |
| 貸借対照表に計上された負債<br>と資産の純額 | 2,389                                  | 2,574                                  |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 | 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 勤務費用            | 158 百万円                                | 159 百万円                                |
| その他             | 41                                     | 27                                     |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 199                                    | 187                                    |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

|              | 前事業年度<br>(2019年3月31日) | 当事業年度<br>(2020年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産       |                       |                       |
| 退職給付引当金      | 731                   | 788                   |
| システム関連費用     | 170                   | 198                   |
| 賞与引当金        | 182                   | 177                   |
| 未払事業税        | 141                   | 129                   |
| 出資金評価損       | 94                    | 94                    |
| 投資有価証券評価損    | 32                    | 47                    |
| その他          | 240                   | 399                   |
| 繰延税金資産小計     | 1,592                 | 1,835                 |
| 評価性引当額       | △164                  | △173                  |
| 繰延税金資産合計     | 1,428                 | 1,661                 |
| 繰延税金負債       |                       |                       |
| 連結法人間取引（譲渡益） | △159                  | △159                  |
| その他有価証券評価差額金 | △85                   | △71                   |
| 繰延税金負債合計     | △244                  | △230                  |
| 繰延税金資産の純額    | 1,183                 | 1,431                 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の<br>名称                                    | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容     | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------------|-----------|-------------------|-----------|----------------------------|---------------|-----------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.       | Singapore | 133               | 金融商品取引業   | (所有) 直接100.0               | 経営管理          | 債務保証 (注1) | 1,719         | —  | —             |
| 子会社 | Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd. | India     | 1,207             | 金融商品取引業   | (所有) 直接91.0                | 経営管理          | 有償減資 (注2) | 3,293         | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

| 種類  | 会社等の<br>名称                              | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容    | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------------------------|-----------|-------------------|-----------|----------------------------|---------------|----------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133               | 金融商品取引業   | (所有) 直接100.0               | 経営管理          | 債務保証 (注) | 1,603         | —  | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

| 種類                  | 会社等の<br>名称                    | 所在地         | 資本金ま<br>たは出資<br>金<br>(百万円) | 事業の<br>内容       | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目          | 期末残高<br>(百万円)<br>(注1) |
|---------------------|-------------------------------|-------------|----------------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和証券㈱                         | 東京都<br>千代田区 | 100,000                    | 金融商<br>品取引<br>業 | —                              | 証券投資信託受<br>益証券の募集販<br>売 | 証券投資信託<br>の代行手数料<br>(注2) | 19,975                | 未払手数料       | 3,400                 |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | ㈱大和総研<br>ビジネス・<br>イノベーシ<br>ョン | 東京都<br>江東区  | 3,000                      | 情報サ<br>ービス<br>業 | —                              | ソフトウェアの<br>開発           | ソフトウェア<br>の購入 (注3)       | 1,052                 | 未払費用        | 173                   |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和プロパ<br>ティ㈱                  | 東京都<br>中央区  | 100                        | 不動産<br>管理業      | —                              | 本社ビルの管理                 | 不動産の賃借<br>料 (注4)         | 1,063                 | 長期差入保<br>証金 | 1,055                 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

| 種類                  | 会社等の<br>名称                    | 所在地         | 資本金ま<br>たは出資<br>金<br>(百万円) | 事業の<br>内容       | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目          | 期末残高<br>(百万円)<br>(注1) |
|---------------------|-------------------------------|-------------|----------------------------|-----------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和証券㈱                         | 東京都<br>千代田区 | 100,000                    | 金融商<br>品取引<br>業 | —                              | 証券投資信託受<br>益証券の募集販<br>売 | 証券投資信託<br>の代行手数料<br>(注2) | 16,953                | 未払手数料       | 2,984                 |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | ㈱大和総研<br>ビジネス・<br>イノベーシ<br>ョン | 東京都<br>江東区  | 3,000                      | 情報サ<br>ービス<br>業 | —                              | ソフトウェアの<br>開発           | ソフトウェア<br>の購入 (注3)       | 1,031                 | 未払費用        | 224                   |
| 同一の親<br>会社をも<br>つ会社 | 大和プロパ<br>ティ㈱                  | 東京都<br>中央区  | 100                        | 不動産<br>管理業      | —                              | 本社ビルの管理                 | 不動産の賃借<br>料 (注4)         | 1,061                 | 長期差入保<br>証金 | 1,054                 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

| 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |            | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |            |
|----------------------------------------|------------|----------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                              | 15,389.06円 | 1株当たり純資産額                              | 14,732.52円 |
| 1株当たり当期純利益                             | 4,550.81円  | 1株当たり当期純利益                             | 4,050.66円  |

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

|                 | 前事業年度<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（百万円）      | 11,870                                 | 10,566                                 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525                              | 2,608,525                              |

### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2020 年 11 月 20 日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                         |       |       |   |
|-------------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 | 印 |
|-------------------------|-------|-------|---|

|                         |       |       |   |
|-------------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 深井 康治 | 印 |
|-------------------------|-------|-------|---|

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

|            |    | 当中間会計期間<br>(2020年9月30日) |
|------------|----|-------------------------|
| <hr/>      |    |                         |
| 資産の部       |    |                         |
| 流動資産       |    |                         |
| 現金・預金      |    | 2,811                   |
| 有価証券       |    | 12,910                  |
| 未収委託者報酬    |    | 11,357                  |
| その他        |    | 360                     |
| 流動資産合計     |    | <hr/> 27,439 <hr/>      |
| 固定資産       |    |                         |
| 有形固定資産     | ※1 | 226                     |
| 無形固定資産     |    |                         |
| ソフトウェア     |    | 1,720                   |
| その他        |    | 687                     |
| 無形固定資産合計   |    | <hr/> 2,408 <hr/>       |
| 投資その他の資産   |    |                         |
| 投資有価証券     |    | 10,638                  |
| 関係会社株式     |    | 3,972                   |
| 繰延税金資産     |    | 1,053                   |
| その他        |    | 1,286                   |
| 投資その他の資産合計 |    | <hr/> 16,951 <hr/>      |
| 固定資産合計     |    | <hr/> 19,586 <hr/>      |
| 資産合計       |    | <hr/> 47,025 <hr/>      |



(単位:百万円)

当中間会計期間  
(2020年9月30日)

|              |        |
|--------------|--------|
| 負債の部         |        |
| 流動負債         |        |
| 未払金          | 5,860  |
| 未払費用         | 3,365  |
| 未払法人税等       | 594    |
| 賞与引当金        | 571    |
| その他          | ※2 608 |
| 流動負債合計       | 11,000 |
| 固定負債         |        |
| 退職給付引当金      | 2,609  |
| 役員退職慰労引当金    | 110    |
| その他          | 4      |
| 固定負債合計       | 2,724  |
| 負債合計         | 13,724 |
| 純資産の部        |        |
| 株主資本         |        |
| 資本金          | 15,174 |
| 資本剰余金        |        |
| 資本準備金        | 11,495 |
| 資本剰余金合計      | 11,495 |
| 利益剰余金        |        |
| 利益準備金        | 374    |
| その他利益剰余金     |        |
| 繰越利益剰余金      | 5,784  |
| 利益剰余金合計      | 6,158  |
| 株主資本合計       | 32,828 |
| 評価・換算差額等     |        |
| その他有価証券評価差額金 | 472    |
| 評価・換算差額等合計   | 472    |
| 純資産合計        | 33,301 |
| 負債・純資産合計     | 47,025 |

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| 当中間会計期間<br>(自 2020年4月1日<br>至 2020年9月30日) |           |
|------------------------------------------|-----------|
| 営業収益                                     |           |
| 委託者報酬                                    | 31,426    |
| その他営業収益                                  | 214       |
| 営業収益合計                                   | 31,641    |
| 営業費用                                     |           |
| 支払手数料                                    | 13,509    |
| その他営業費用                                  | 5,825     |
| 営業費用合計                                   | 19,334    |
| 一般管理費                                    | ※ 1 5,708 |
| 営業利益                                     | 6,597     |
| 営業外収益                                    | ※ 2 239   |
| 営業外費用                                    | ※ 3 156   |
| 経常利益                                     | 6,679     |
| 特別利益                                     | —         |
| 特別損失                                     | —         |
| 税引前中間純利益                                 | 6,679     |
| 法人税、住民税及び事業税                             | 2,071     |
| 法人税等調整額                                  | 8         |
| 中間純利益                                    | 4,599     |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

|                       | 株主資本    |         |       |          |          |          |
|-----------------------|---------|---------|-------|----------|----------|----------|
|                       | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金 |          |          | 株主資本合計   |
|                       |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |          |
|                       |         |         |       | 繰越利益剰余金  |          |          |
| 当期首残高                 | 15, 174 | 11, 495 | 374   | 11, 749  | 12, 123  | 38, 793  |
| 当中間期変動額               |         |         |       |          |          |          |
| 剰余金の配当                | -       | -       | -     | △10, 564 | △10, 564 | △10, 564 |
| 中間純利益                 | -       | -       | -     | 4, 599   | 4, 599   | 4, 599   |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | -       | -       | -     | -        | -        | -        |
| 当中間期変動額合計             | -       | -       | -     | △5, 965  | △5, 965  | △5, 965  |
| 当中間期末残高               | 15, 174 | 11, 495 | 374   | 5, 784   | 6, 158   | 32, 828  |

|                       | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|-----------------------|--------------|------------|---------|
|                       | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高                 | △363         | △363       | 38,430  |
| 当中間期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当                | -            | -          | △10,564 |
| 中間純利益                 | -            | -          | 4,599   |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 836          | 836        | 836     |
| 当中間期変動額合計             | 836          | 836        | △5,128  |
| 当中間期末残高               | 472          | 472        | 33,301  |

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 8～18年 |
| 器具備品 | 4～17年 |

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### （追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### （中間貸借対照表関係）

#### ※1 減価償却累計額

|        | 当中間会計期間<br>(2020年9月30日現在) |
|--------|---------------------------|
| 有形固定資産 | 316百万円                    |

#### ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

## 3 保証債務

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

### （中間損益計算書関係）

#### ※1 減価償却実施額

|        | 当中間会計期間<br>(自 2020年4月1日<br>至 2020年9月30日) |
|--------|------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 11百万円                                    |
| 無形固定資産 | 327百万円                                   |

※2 営業外収益の主要項目

|           | 当中間会計期間<br>(自 2020 年 4 月 1 日<br>至 2020 年 9 月 30 日) |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 投資有価証券売却益 | 203百万円                                             |

※3 営業外費用の主要項目

|           | 当中間会計期間<br>(自 2020 年 4 月 1 日<br>至 2020 年 9 月 30 日) |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 為替差損      | 63百万円                                              |
| 有価証券償還損   | 46百万円                                              |
| 投資有価証券売却損 | 33百万円                                              |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位: 千株)

|       | 当事業年度期首<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間末<br>株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 |                |                  |                  |                 |
| 普通株式  | 2,608          | —                | —                | 2,608           |
| 合計    | 2,608          | —                | —                | 2,608           |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 10,564          | 4,050           | 2020年3月31日 | 2020年6月24日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2020 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価  
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

|            | 中間貸借対照表計上額(*1) |      |      |    |
|------------|----------------|------|------|----|
|            | レベル1           | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券（※1） | 60             |      |      | 60 |
| 資産合計       | 60             |      |      | 60 |

(※1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付していません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

| 区分     | 当中間会計期間 |
|--------|---------|
| 非上場株式等 | 666     |
| 子会社株式  | 1,944   |
| 関連会社株式 | 2,027   |

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

|                            | 中間貸借対照表<br>計上額(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  |                     |               |             |
| (1) 株式                     | 60                  | 55            | 5           |
| (2) その他                    | 7,989               | 7,141         | 847         |
| 小計                         | 8,049               | 7,196         | 852         |
| 中間貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの |                     |               |             |
| その他                        | 14,833              | 15,006        | △173        |
| 小計                         | 14,833              | 15,006        | △173        |
| 合計                         | 22,882              | 22,203        | 679         |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。



[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間<br>(自 2020年4月1日<br>至 2020年9月30日) |            |
|------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                | 12,766.41円 |
| 1株当たり中間純利益                               | 1,763.16円  |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間<br>(自 2020年4月1日<br>至 2020年9月30日) |           |
|------------------------------------------|-----------|
| 中間純利益(百万円)                               | 4,599     |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円)                        | 4,599     |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円)                        | —         |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                          | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 その他

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc. への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。
- ② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
  - ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 追加型証券投資信託

(『しがぎん』 S R I 三資産バランス・オープン (奇数月分配型))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

下記の1. から4. までに掲げるファンドの受益証券（以下総称して「指定投資信託証券」といいます。受益証券は振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。（2. から4. までに掲げるファンドを、以下総称して「マザーファンド」といいます。）

1. (F0Fs専用) ダイワSRIファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
2. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
4. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

- ① 主として複数の投資信託証券を通じて、国内株式、海外の公社債、および内外の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ② 各投資信託証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

(F0Fs専用) ダイワSRIファンド（適格機関投資家専用）の受益証券

……信託財産の純資産総額の45%

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の40%

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の10%

ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の5%

- ③ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。
- ④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の75%以下とします。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限  
同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。  
ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。
- ④ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。  
マザーファンドを通じて行なう外貨建資産への実質投資割合は、信託財産総額の75%以下とします。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。2007年1月を除く各1、7月の計算期末については、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮し、分配対象額の中から基準価額水準に応じて委託会社が決定する額を、上記継続分配相当額に付加して分配する

場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
（『しがぎん』S R I 三資産バランス・オープン（奇数月分配型））  
約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第 2 条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができ、ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、次の第1号から第4号までに掲げる証券投資信託の受益証券（以下総称して「指定投資信託証券」といいます。受益証券は振替受益権を含みます。以下同じ。）、ならびに次の第5号および第6号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。（次の第2号から第4号までに掲げる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。）

1. (FOfs専用) ダイワSRIFファンド（適格機関投資家専用）の受益証券
  2. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券
  3. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
  4. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券
  5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び



投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条、第31条から第33条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第24条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産総額の100分の75を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第25条 マザーファンドを通じた外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第26条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、マザーファンドを通じて外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第26条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、

受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができますものとしします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第28条 （削 除）  
（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度としします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度としします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収

入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年9月27日から2006年11月15日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、この信託において主要投資対象とするダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第41条 収益分配金は、第1計算期間を除く毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第43条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分

配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第43条 受益者が、収益分配金については第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第41条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第44条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、2007年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があ

るときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、

あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第51条 第45条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第41条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

2006年 9月27日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める取引所

約款第12条および第44条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
I C E フューチャーズ・ヨーロッパ